

平成24年第3回
笠間市議会定例会会議録 第4号

平成24年9月19日 午前10時00分開議

出席議員

議長	24番	柴沼	広君
副議長	14番	海老澤	勝君
	1番	畑岡洋	二君
	2番	橋本良	一君
	3番	小磯節	子君
	4番	飯田正	憲君
	5番	石田安	夫君
	6番	鹿志村清	一君
	7番	蛭澤幸	一君
	8番	野口	圓君
	9番	藤枝	浩君
	10番	鈴木裕	士君
	11番	鈴木貞	夫君
	12番	西山	猛君
	13番	石松俊	雄君
	15番	萩原瑞	子君
	16番	中澤	猛君
	17番	上野	登君
	18番	横倉き	ん君
	19番	町田征	久君
	20番	大関久	義君
	21番	市村博	之君
	22番	小園江一	三君
	23番	石崎勝	三君

欠席議員

なし

出席説明者

市長	山口伸樹君
副市長	田所和弘君
教育長	飯島勇君
市長公室長	深澤悌二君
総務部長	阿久津英治君
市民生活部長	小坂浩君
福祉部長	小松崎栄一君
保健衛生部長	菅井信君
産業経済部長	神保一徳君
都市建設部長	仲田幹雄君
上下水道部長	藤田幸孝君
教育次長	埴栄君
消防長	小森清君
会計管理者	高安行男君
笠間支所長	安見和行君
岩間支所長	海老沢耕市君
監査委員事務局長	西連寺洋人君

出席議会事務局職員

議会事務局長	伊勢山正
議会事務局次長	石上節子
次長補佐	飛田信一
係長	瀧本新一

議事日程第4号

平成24年9月19日(水曜日)

午前10時開議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

午前10時00分開議

開議の宣告

○議長（柴沼 広君） 改めまして、おはようございます。

ご報告申し上げます。

ただいまの出席議員は23名であります。本日の欠席議員は17番上野 登君であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議に、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者及び議会事務局職員の出席者は、お手元に配付いたしました資料のとおりであります。

議事日程の報告

○議長（柴沼 広君） 日程についてご報告申し上げます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりといたします。

これより議事日程に入ります。

会議録署名議員の指名について

○議長（柴沼 広君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、19番町田征久君、20番大関久義君を指名いたします。

一般質問

○議長（柴沼 広君） 日程第2、一般質問を続けます。

13番石松俊雄君の発言を許可いたします。

○13番（石松俊雄君） おはようございます。13番市政会の石松です。ただいま議長より許可をいただきましたので、通告に従って一般質問を行います。

昨年の東日本大震災では、笠間市でも震度6強の揺れに見舞われ、市民生活に大きな影響が出ました。例えば常磐線のストップにより多くの帰宅困難者が出たため、友部中学校の避難所の人数が一時6,500人以上に膨れ上がったり、保育園児や学童保育、在宅の保育などでは保護者の帰宅時間の大幅な遅れにより、引き渡しの課題が指摘されたりしております。また、高齢者や障害者のデイサービス、在宅で介護サービスに携わっていた方々も、

緊急時のケアの継続について難しい判断を迫られたのではないかと思います。支援を必要とする高齢者、障害者が震災当時どのような状況にあったのかを検証し、今後に活かしていかなければなりません。笠間市としても、特に支援を必要とする高齢者、障害者などの具体的な支援策を示すことが求められております。

茨城県では、国の中央防災会議の論点を整理し、3月に茨城県地域防災計画のうち、地震災害対策編への項目追加や内容の充実、そして津波災害対策編を新設をいたしました。それを受けて、笠間市でも地域防災対策の風水害対策計画編、地震対策計画編の改正作業が進められておりますが、その主な改正点の一つ、災害時要援護者への対応に関して、以下、質問をいたします。

笠間市地域防災計画の改正案作成過程で、災害時要援護者への対応について課題となったこと、それから、パブリックコメントで出されている意見について教えていただきたいと思っております。また、改正案の中には災害時要援護者の救援体制及び救護体制の確保のために、災害時要援護者名簿及び避難支援プラン個別計画の整理保管を行うと書かれておりますが、その名簿及び計画の今後の作成方針についてお聞かせをください。

次に、通告二問目の笠間芸術の森公園の維持管理費用についてお尋ねをいたします。国が直轄事業を行う際、その利益を受ける地方自治体にも一部負担を求める直轄事業負担金制度について、橋下徹大阪市長が大阪府知事の時代に、平成21年度分の国の直轄事業負担金制度にかかわる支払いの一部を拒否したことを契機に、見直しを求める動きが本格化したしました。直轄事業費負担金として地方が負担する割合は、地方財政法に基づいて法律または政令で定められております。建設費にかかわる地方負担割合は3分の1が基本で、維持管理費にかかわる地方負担は、ほとんどの事業で10分の4.5、45%となっております。平成21年4月に地方分権改革推進委員会から意見書が出され、平成22年の4月、都市公園法施行令第28条、国の設置にかかわる都市公園の設置及び管理に要する費用について、都道府県の負担の条項の中で、維持管理にかかわる条文が削除されております。その結果、茨城県は国営ひたち海浜公園の維持管理費用の45%である約2億1,300万円の負担がなくなっております。

ところが、県営公園に目をやってみますと、県内には県営公園が22ございまして、そのうち、笠間芸術の森公園を含む6つの公園については、いまだに地元市町村がその維持管理費の一部を負担しております。今定例会に上程されております23年度決算を見ますと、芸術の森公園の植栽管理、施設維持管理、光熱水費を合計しますと、約9,470万円になります。そのうち、県からの委託料が約5,100万ですから、笠間市は維持管理費の残りの部分約4,370万円を負担をしています。駐車場や施設などの使用料収入が約1,050万ございましてから、実質的に市は年間約3,320万円負担をしていることになっております。私はこの間の地方分権改革の流れから言っても、公園の維持管理費負担は、県と国の関係と同じように、市と県の関係も見直すべきではないかと考えます。

そこで、芸術の森公園の維持管理費について、県と協定を結んで笠間市が維持管理費を負担してきた経緯についてお伺いをいたします。笠間市が維持管理費を負担すべき根拠はどこにあるのでしょうか。また、笠間市が指定管理者になるメリット、そして県との協定は対等の立場で結ばれたのかどうか、つまり、維持管理費用負担は県から強制されたことなのか、それとも市のほうから提案したことなのかどうか、お答えをください。

さらに、現在の笠間芸術の森公園管理に関する基本協定の期間は、来年の3月31日までとなっております。この協定を更新する際に、国営ひたち海浜公園の維持管理費に関して、国が県に対して行ったように、県が芸術の森公園の管理費用をすべて負担するよう求めることはできないのでしょうか。また、仮に市が負担を拒否した場合に、どのような影響が考えられるか、教えてください。

次に、通告3問目の生活道路の整備と適切な維持管理費についてお尋ねをいたします。我が国の地方自治体での道路行政は、戦後間もない昭和21年から一貫して都市計画道路の整備のプログラムをいかに進捗させるかを最優先課題としてきたと言われております。この都市計画道路の整備によって、私たちの暮らしにさまざまな利便、恩恵がもたらされました。モータリゼーションの進展とセットで、都市計画道路は交通網の整備を促進し、社会経済活動を支える重要な都市基盤施設となっております。

しかし、その一方では、身近な生活道路や市内に数多く点在する、いわゆる狭あい道路についての整備は都市計画道路に比べて遅れていたのではないかと思います。市民は都市計画道路ももちろん利用しますが、地域では日々整備が遅れている狭あい道路や生活道路を利用せざるを得ず、交通安全や防災、火災上の観点から多くの市民が不便、不安を感じております。

市長は今年度の施政方針の演説の中で、幹線道路については現在行っている各路線の整備を継続して進捗させていくとともに、地域からの要望の多い生活道路、特に排水溝の整備については、重点的に予算を配分して地域の課題解決に取り組んでいくと述べられました。私も、これからは幹線道路整備から身近な道路、すなわち、生活道路整備に比重を移していくことが必要だと考えております。同時に、生活道路整備に関する市の方針を市民に明示していくことも必要ではないでしょうか。そこで、次の五点について、質問をいたします。

一点目は、主要な道路整備から身近な生活道路の整備に比重を移す時期に来ているということに対する市の見解について、お伺いをいたします。

二点目は、笠間市の狭あい道路が市道に占める割合、延長距離、集中している地域など、市内の狭あい道路の現状について教えていただきたいと思っております。あわせて、これまでの狭あい道路の整備に当たっては、どのような方法で優先順位を決めてこられたのか、市の狭あい道路の拡幅等の整備計画はあるのかもご答弁をください。

三点目は、市内の狭あい道路で消火活動が困難とされている場所の把握と、そのような

場所での消火活動の対策は考えられているのでしょうか。

四点目は、狭あい道路でセットバックして建築された住宅に対し、建築後もセットバックが守られているかどうかチェックする体制はあるのでしょうか。建設後の不正な状況について、把握されているのかどうか。把握されているならば、その調査状況と件数、また、建築基準法順守のための指導体制と管理現状はどうなっているのか、お答えをください。

最後に、五点目として、生活道路の補修に当たって、市民から要望のあった箇所すべてを調査し、案件ごとに評価票をつくって客観的数値として優先順位を決める、つまり、議員の口利きや市の幹部職員の意向が優先されるのではなく、だれもが納得できる裏づけを取って処理をするという、道路整備事業評価システムという制度が佐賀市で開発され、運用をされております。全国から視察が相次いでいるそうでございますが、そうしたシステムに対する市の認識と笠間市での導入の可能性について、お尋ねをいたします。

以上、1回目の質問といたします。

○議長（柴沼 広君） 総務部長阿久津英治君。

〔総務部長 阿久津英治君登壇〕

○総務部長（阿久津英治君） 13番石松議員のご質問にお答えいたします。

笠間市地域防災計画改正案作成過程で、災害時要援護者への対応について課題になったことは、とのご質問ですが、笠間市地域防災計画の見直しを行うに当たり、地域の代表者の区長及び民生委員の方々を対象として、災害時での対応についてアンケートを実施しました。また、現場で対応した職員等の聞き取りを行い、それぞれの意見から課題や問題を整理したところでございます。

ご質問の災害時要援護者への対応につきましては、4点の整理すべき課題が見い出されました。一つ目として、在宅災害時要援護者に対する安全確保対策においては、安否確認をお願いしている民生委員本人が被災した場合の対応について、区長と民生委員が共通認識をしていないこと、二つ目として、社会福祉施設入所者等に対する安全確保においては、施設が被災した場合の避難場所とその際のヘルパーの確保が難しいこと、三つ目として、災害時要援護者の避難所の生活上の課題については、避難所のバリアフリー化を図ること、四つ目として、外国人に対する安全確保対策においては、通訳ボランティアの確保を図ることでございます。

次に、災害時要援護者対応に関するパブリックコメントでのご意見でございますが、貴重なご意見をお2人の方からいただきました。おひとりの方からは、災害弱者への近隣住民による支援のためのシステムづくりとして、防災無線によるお知らせが通じない高齢者、また、通じても動けない障害者などに、支援物資が平等に行き渡るような組織づくりを自治会単位で行う必要性があることのご意見をいただいております。

詳しい内容については、一つとして、近隣住民が災害弱者の把握をしておくことが支援に結びつく第一歩である。要支援者は多くの場合民生委員が把握しているが、地域との交

流を持たず、日常は支援を必要としない人の情報は得にくい。二つとして、周知の方法を含めて工夫が必要だが、実際に機能するシステムづくりが求められている。自己申告を含めて、災害時の支援を求める人の実態を把握する。三つ目として、民生委員だけではこれらの人を支えきれないのは明らかで、近隣住民の支援が必要である。要支援者それぞれに対してかかわる人を決めて、日ごろからの交流を持つなどの支援システムをつくっておくこと。地域ケアチームの充実に加えて、災害時ケアチームをつくる、などでございます。

もう一人の方からは、今回の要援護者支援計画では、知的障害者が被災された場合、また、知的障害者のご家族が被災され、知的障害者が故人となったときの安否確認方法などは整備されているかとのご意見をいただいております。

それぞれ、行政や地域、個人が災害時に具体的な活動を行う上で、常に念頭に置かなければいけない内容を提案していただきましたので、参考とさせていただきます、よりよい計画の運用が行えるようにしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（柴沼 広君） 福祉部長小松崎栄一君。

〔福祉部長 小松崎栄一君登壇〕

○福祉部長（小松崎栄一君） 私のほうからは、三点目の災害時要援護者名簿と避難支援プランの作成方針について、お答え申し上げたいと思います。

災害時要援護者とは、災害から身を守るために安全な場所に避難するなど、災害時の一連の行動を取るのに支援を必要とする方々で、介護保険における要介護、要支援認定者、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、障害者、妊産婦及び乳幼児などとされております。災害発生時にこのような方々の安否確認と避難誘導を適切かつ迅速に行うため、名簿と避難支援プランの策定が必要とされておるところでございます。

笠間市では、日ごろから高齢者や障害者等に対する訪問活動や相談援助を行っている民生委員の協力によりまして、名簿については既に作成を進めているところでございます。

また、避難支援プランは、災害発生時における災害時要援護者への支援を適切かつ円滑に実施するため、避難支援について、その基本的な考え方や進め方などを明らかにし、要援護者の日ごろの備えや地域の共助を基本として、地域の安全安心体制を強化することを目的としているところです。この避難支援プランの作成につきましては、対象となる要援護者対象者の範囲、対象者への働きかけ主体と情報の収集方法、個人情報管理と共有の問題など、多くの課題がありますが、現在見直しが行われております笠間市地域防災計画が今年度策定されることから、関係機関等による委員会を設置し、検討してまいりたいと考えておるところでございます。

次に、高齢者、障害者、子どもなど、要援護者をケアする体制をどうつくるのかというご質問でございますが、考えられる支援内容としましては、要援護者の……以上ですか。すみません。

○議長（柴沼 広君） 都市建設部長仲田幹雄君。

〔都市建設部長 仲田幹雄君登壇〕

○都市建設部長（仲田幹雄君） 13番石松議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、笠間芸術の森公園の維持管理費を負担してきた経緯でございますが、旧笠間市では、昭和54年度に新たな観光拠点となる笠間工芸村基本構想を策定し、見る・体験する・情報発信の3つの機能を持った拠点整備に取り組んでまいりました。これらの整備に当たっては、茨城県と連携し、県営都市公園事業として行ってきたところでございます。

県営の都市公園の整備に当たっては、昭和59年9月に、茨城県と旧笠間市で事業の実施機関や事業の負担にかかわる基本協定書を締結し、この協定に基づき事業が進められ、平成4年に5ヘクタール開園したところでございます。この開園に先立ち、平成4年3月に茨城県と旧笠間市では、笠間芸術の森公園の管理業務の委託に関する協定書を締結し、年間の維持管理費をそれぞれ2分の1負担することといたしました。

開園後の維持管理については、茨城県から管理業務を旧笠間市が受託し、さらに平成18年度から、指定管理者として笠間市が公園管理を行ってまいりました。この間の維持管理に要する経費負担については、当初協定書に基づき2分の1ずつ負担し、現在においても同様の取り扱いでございます。

次に、指定管理者になるメリットについてでございますが、先ほども述べましたように、この公園は笠間市の観光拠点施設として整備されたものであり、観光振興にとって重要な施設でございます。本市では、指定管理者になることにより地域振興にかかわるイベント等の優先的利用やイベント広場等の使用により指定管理者収入が得られ、笠間市負担の維持費の軽減が図れるとともに、地元事業者への委託などにより地域の活性化にも寄与するものと考えております。

次に、協定は対等の立場で結ばれたものかとのご質問でございますが、先ほども申しましたように、この公園は旧笠間市が観光拠点として位置づけ、茨城県と連携して整備を進めてきた経緯もございまして、協定の締結に当たっては対等の立場で締結されたものと考えております。

次に、県営公園は県が負担すべきと市として主張する気はないのかとのご質問でございますが、既に茨城県と笠間市では基本協定書に基づき契約をしていることから、本市といたしましては県に負担を求めることは考えておりません。

また、市が負担を拒否した場合にどのような影響が考えられるのかというご質問でございますが、ただいま申しましたように、県に負担を求めることは考えておりませんので、拒否した場合の仮定の答弁は控えさせていただきたいと思っております。

次に、生活道路の整備についてでございますが、初めに、主要な道路整備から身近な生活道路や狭あい道路の整備に比重を移す時期に来ていると思うが、市の見解についてのご質問でございます。本市では、幹線道路の整備については着実に進めてきて、幹線市道の

改良率は約76%となっておりますが、そのほかの市道では、道路幅員4メートル未満の狭あい道路の割合が約70%を占めており、低い整備状況となっております。

以上のようなことから、4メートル未満の狭あい道路の早期改善が必要と考えているところでございます。本市といたしましては、これまでのような狭あい道路の事業執行では要望件数に対して整備が追いつかないことが予測されますので、今後は狭あい道路の整備について重点的な執行に努めてまいりたいと考えております。

次に、笠間市の狭あい道路の現状についてのご質問でございますが、議員ご質問の狭あい道路とは、建築基準法第42条第2項の道路を指していると思っておりますが、現在のところ、建築確認審査機関が指定する道路延長が確定していないので、答弁については、私道認定された4メートル未満の道路を狭あい道路と読み替えてお答えをいたします。笠間市全体の私道の総延長は約1,470キロメートルで、このうち、4メートル未満のいわゆる狭あい道路の総延長は約1,036キロメートルで、割合としては約70%でございます。各地区ごとの狭あい道路の延長と割合でございますが、友部地区が約286キロメートルで64%、笠間地区が約532キロメートルで75%、岩間地区が約218キロメートルで69%となっております。

次に、整備に当たっての優先順位でございますが、本市では、生活道路の整備に関しては、各地区からの要望が多くあることから、整備に当たっては、事業の必要性や事業効果、効率性などを総合的に勘案し、優先順位を決めております。しかしながら、生活道路の実施においては、地元の協力体制や工事コスト等が重要な要件と考えております。

次に、狭あい道路の拡幅等の整備計画はあるのかとのご質問でございますが、幹線道路整備計画については、新市のまちづくりビジョンを見すえた計画としてありますが、生活道路は地域に密着した道路と考えておりますので、随時地域の要望を受けながら実施しておりますので、道路網整備計画は策定してございません。

次に、セットバックされた私道の管理についてのご質問でございますが、建築基準法では幅員が4メートルに満たない道路に建築する際には、特定行政庁が指定した道路について道路の中心から2メートルの敷地を後退、いわゆるセットバックさせることにより幅員4メートルの道路があるとみなされ、建物を建築することができます。このセットバックした土地は道路とみなされ、建築物の建築や建築物に付属する門、塀などの築造はできず、管理はその所有者が行うこととなりますが、花壇や塀木などを植栽している方もいるのが現状でございます。また、セットバック用地を市へ寄付の申し出がある場合においては、道路の用に供するため、砕石等を敷いて管理しているところでございます。

次に、建築後の不正な状況について把握されているか、把握されていれば、調査状況を知りたいとのごことでございますが、セットバック部分は個人管理の所有地であることから、市では把握はしてございません。

次に、法順守のための指導体制と管理状況はどうなっているかとのご質問でございますが、4メートル未満の道路に接する土地に建築をする場合の建築主等からの道路幅員の照

会や境界確認の依頼の際には、建築後退の必要性を説明し、セットバックをお願いしているところがございます。また、セットバックを行わず、門や塀などの工作物を建てた場合には、県の建築指導課を通して法令順守のお願いをしているところがございます。

次に、管理状況でございますが、既に道路のように供されている部分については道路の安全管理に努めております。

それから、道路事業評価システムでございますが、現在笠間市では、部内でもって道路評価システムの調整を行っておりまして、現在部内で調整し、まとまり次第庁内で合意を経て平成24年度中に事業評価システム、生活道路の評価基準でございますが、数値化したものを平成24年度中にまとめ、25年度運用を考えてございます。

以上でございます。

○議長（柴沼 広君） 17番上野 登議員が着席いたしました。

消防長小森 清君。

〔消防長 小森 清君登壇〕

○消防長（小森 清君） 石松議員の質問にお答えいたします。

まず、初めに、当消防本部の把握の必要な狭あい道路の考え方ですが、現有消防車両のうちのポンプ車または救急車の進入が困難あるいは走行に慎重を期する箇所としての場所でございますけども、各消防署でリストアップしている道路であります。

現在、笠間地区では18カ所、友部地区では17カ所、岩間地区では13カ所でございます。これらの箇所での火災、救急事案等の対応でございますが、まず、火災事案につきましては、ポンプ車の進入が可能な箇所であれば、通常火災対応とは逆にポンプ車が火災現場まで直近し、水槽付きポンプ車が防火水槽等へ部署する消火体系を取り、活動に当たっております。また、ポンプ車も進入できない箇所であれば、消防ホースを積載した電動ホースカーにより、ホースを伸張し、消火活動に当たるものであります。

次に、救急事案についてであります。必要性に応じ、救急隊以外に支援部隊としてポンプ車または救助隊を同時出動させ、隊員の増員を図り、救急患者の搬送対応に当たるものでございます。

以上でございます。

○議長（柴沼 広君） 石松俊雄君。

○13番（石松俊雄君） 再質問をさせていただきます。

地域防災計画の要援護者の対応については、今作成過程ですのでいろいろな議論もされていますし、私もパブリックコメントのご意見もお聞きして、なるほどそうだなというふうに納得をしたところなんです。実は私も、笠間も被災地でございますが、東北の被害のひどかったところの被災された方、あるいは被災された方を支援されている皆様のお話をいろいろこれまでも聞いてまいりました。この要援護者の支援で、非常に問題になっているのは、例えば仙台市なんかで言われているのは、笠間が今やろうとしているように、

要支援援護者の名簿がなかったので、民間の団体、これ、日本障害フォーラムという団体があるんですが、その方々が避難所を全部回って一人一人障害のある方を見つけ出して、その方に個別に支援をしているという、そういう活動をやっている団体なんですけど、その方々が皆さん言われていたのは、結局障害のある方というのは避難所で生活がやっぱりできないと。先ほどの課題の中でも言われておりましたけれども、避難所のバリアフリー化がされていないという、そういう問題が指摘をされているということと、もう一つは、一時的な避難という問題ではなくて、長期の生活になった場合に、例えば仮設住宅ですね、この仮設住宅ももちろんバリアフリー化されていませんし、日本全国で14万軒の仮設住宅があるんですが、約半分がみなし住宅で、民間の賃貸アパート等々を行政が借り上げて仮設にしているわけですけども、そういうところで結局生活できなくて、壊れかけたご自宅に皆さん戻られて、非常に危険な状態で生活をされていたというふうに言われておりました。

私は今までの防災計画等々を見ても、援護の必要な方が一時的に避難をする、この避難をどうしたらいいのかということは十分に検討されていましたが、今回問題になっているのは一時的な避難ではなく、ある一定程度の長期のケア体制がどうなのかということが非常に課題になっていると言われていたわけですね。昨日も質問がされておりましたけれども、やはり私は福祉避難所の設置が必要だろうというふうに思います。そういう意味で、昨日の質問のご答弁には、22ある社会福祉施設ですか、1,047人の方がいらっしゃって、1人当たり3.3平米から21.6平米の床の面積になるというご説明もあったんですけども、これですね、受け入れ施設とも今協議中で、現時点での受け入れ可能人数はまだ明らかにできないんだというふうにもおっしゃっていたんですけども、こういう部分というか、こういうことに対する対応の議論というのがあるのかどうか、一時避難ではなく、一定の長期間での要支援者に対する対策というか、そういうことがあるのかどうかということをお聞きをしたいと思います。

それから、もう一つは、これも南相馬市での話なんですけども、南相馬では去年の1月に要援護者名簿ができたんですね。3月に被災をしております。その要援護者名簿で障害者の方にケアをしようと思ったんですけども、結局要援護者名簿に1万人以上の方が漏れていたというふうに言われています。障害者手帳の情報を行政に求めるわけですけども、これも個人情報保護法が大きな壁になって、決裁と検討委員会やって、情報を手にいれるのに2週間以上かかったというふうに言われているわけですね。

こうした南相馬の経験で言われていることは、つまり、笠間市が今名簿をつくらうと、その作業が進んでいるわけですけども、民生委員の方々にご協力をいただいてつくる、それは大変いいことだと思いますし、そういう作業を進めていくべきだと思うんですが、ただ一方に、今ほど申し上げました南相馬市での事情のように、行政が抱えている障害者手帳の情報等々があるわけですけど、これをオープンにするには個人情報保護法というの

が立ち上がるわけですね。その壁をどう乗り越えていくのかという議論もないといけな
いと思うんです。私が一番心配するのは、行政の情報と民生委員さんに協力していただい
てつくった情報、2つの情報があるというのが、やっぱり南相馬市で一元化しなければい
けないということが言われているわけですけど、こういうことに対するご議論というのはあ
るのか、問題意識はあるのかということも、もう一つ、お聞かせいただきたいというのと、
もう一つは、知的障害者の問題が今ほどパブリックコメントの中でも指摘をされていまし
た。私はもう一つ、発達障害のお子さんがいらっしゃるんですね。これも南相馬に行った
ときにびっくりしたんですけども、やっぱり発達障害のお子さんを抱えているご家庭とい
うのは、やっぱり避難所では皆さんと一緒になかなか生活がしづらいということをおっし
やっていました。そういう意味で、発達障害のお子さんの情報というのは多分行政にもな
いと思うんですが、そういうものに対する共有化の方針というか、そういう議論もあれば、
これもお聞かせをいただきたいなと思います。

それから、芸術の森公園の維持負担管理について、再質問をしたいと思います。これま
でのいろいろな経過がございますし、県と協定を結んで2分の1負担してきたということ
なんでしょうが、先ほど私、質問の中でも申し上げましたが、国と地方自治体の場合は大
体3分の1が基本だと言われていたんですけど、そういう意味で、これがなぜ2分の1だ
ったのかという、この根拠についてお聞きをしたかったんですけど、ただ、今笠間の森芸
術公園、きのうも質問の中で言われていましたけど、私は市が2分の1負担をしてつく
ったとしても、それはよかったんじゃないかなというふうに思っています。あれだけの活用
があって、笠間の観光事業に貢献をしているということを考えたら、この間の経過は本当
によかったなというふうに思うんですね。ただ、先ほど申し上げましたように、地方分権
が、改革が進んでおります。そういう改革の中で、新たに市民がもっと使いやすいよう
にしていく、そういう立場で考えたときに、国と県というのは負担の割合が見直されてい
るわけですね。同じように、県と市町村というのも見直すことが必要じゃないかなと思
うんですね。指定管理者制度を見直すつもりはないというふうに、切られた答弁をされ
たんですけど、国の状況と明らかに、県と市の関係というのは、矛盾と言うか、違
うわけですけども、そういうことに対する思いというか、見解はないんでしょうか。そ
のことについて再質問をさせていただきます。

それから、私は指定管理者制度でいいと思うんですが、さっき質問の中でも言いま
したが、来年の3月31日で協定が切れるわけですから、その協定を更新する際に今言
ったような考え方って十分市として主張してもいいと思うんですが、そういう主張は
更新のときにはしないんでしょうか。今ある協定を見直せということではなく、更
新をする際にそういうことを加味することはできないのかどうか、そのことにつ
いて再質問をさせていただきます。

それから、生活道路の整備と適切な維持管理についての再質問に移らせていただきます。

ご答弁にあったように、これから生活道路に重点的に移すというのは全く同感でございますし、市長の施政方針演説に私も全く同感なんです。そういうふうに進めていくべきだろうというふうに私も思っております。

ただ、それを進めていくに当たっては、一つは狭あい道路ですね。建築基準法第4条の2項道路、みなし道路と言われている部分についてなんですが、この管理をやっぱりきちんとやっていくということが必要だろうと思うんですね。どうしても気になるのは、笠間市市道、笠間市道ですね、市道部分については管理をしているっていうふうに今お伺いをいたしました。私道になっている部分は、いわゆる私有地だから建築主からの申請等々がないと管理をできないということのご答弁はお聞きをしたんです。

ただ、私は、この私道といえども公的法律である建築基準法で決まっているわけですから、セットバックするということは、これについて行政がきちんと管理していく、または、私道であってもそれが公共道路であれば、公がやっぱり監視をしていくということはやっぱり必要ではないかと思うんです。そこの考え方は私は持つべきじゃないかなというふうに思っております。

それから、もう一つは防災対策というか、防災からの観点についてなんですけれども、消防長のほうから、消防のほうで対応している状況というのをお聞きをいたしました。私どもの認識というか、情報で言いますと、消防自動車の走行というのは、やっぱり幅員3メートルあれば支障がないというふうに一般的に言われるわけであって、4メートルあればなんとかなるんだというふうに、一般的な知識なんですけど、そういうふうにお聞きをしているんです。ただ、中高層住宅地帯については、やっぱり6メートルの幅員がないと消火活動ってできないから、一般的に中高層地帯については特別な対策がされていて、市有地も含めてなんとか6メートル確保できるような、そういうことを消防の方が災害時のことを一生懸命考えて、個人のお宅からのご協力もいただいているようなところもあるというふうに伺っているんですが、そういうことも笠間の場合はされていないのでしょうか。その辺について聞かせていただきたいと思えます。

それから、道路事業評価システムなんですけど、これは部内で検討中というふうに言われました。私も佐賀市でいろいろ話を聞いてまいりました。非常に合理的なシステムだなというふうに思うんですけれども、佐賀市の場合は、例えば100満点の点数が決められておりまして、この100点の中のうちの、例えば道路の現況について、12点配分して、この案件については何点だ、あるいは道路機能の保全状態、これが配点が8点なんですね。この案件はそれが何点だとか、利用度については配点が9点で、この案件は何点だっていうふうに、要するに、住民から要望が上がってきたもの全部点数をつけて、100点満点で総合点を出すと。その中で70点以上だと事業化をしていく。70点未満、50点以上だと事業化の条件整備をしていく。49点以下だともうこれは否、採択をしないというような基準を決められているという、そういうシステムなんですね。非常に私は合理的だなぁというふうに思うんで

す。

多分、担当課のほうもいろいろな地区からいろいろな要望が出されてきていると思います。私ども議員もいろいろな地域の方に頼られます。そのときに困ってしまうのは、やっぱり優先順位をどうつけるのかなということなんですね。そういう意味で、公平公正な優先順位をつけるシステムの開発というのは、私は必要だろうと思います。それを24年度中に制度化したものをつくっていきたいということで、今進めているということなんですが、一つご確認というか、お聞きをしたいのは、その制度については、公開、透明性、いわゆる住民にこの案件については何点だから何番目になったんだよという、きちんと住民に対して、市民に対して公開をしていただけるような、そういう透明性のある制度なのかどうかということについて、再質問をさせていただきます。

以上です。

○議長（柴沼 広君） 福祉部長小松崎栄一君。

○福祉部長（小松崎栄一君） まず、避難者支援の件でございますけれども、福祉避難所等で長期化した場合というご質問でございますが、福祉避難所として考えられますのは、要援護者に対してバリアフリー化された場所というような指定があるわけですが、笠間市としては先ほど申し上げたように、22カ所の福祉施設と昨年福祉避難所の協定を結びました。今後それはどういう対応をするかというのは今後詰める部分ではあるわけですが、長期化というものも含めまして検討させていただきたいというふうに考えております。

それから、名簿の共有ということなんですが、これにつきましては、確かに個人情報の保護ということから考えますと、提供を受ける側、提供をする側の守秘義務を確保することが重要だというふうに考えております。プラン作成の際には情報を共有する範囲の検討をしていかなければならないとともに、要援護者から情報共有の許可の同意を得るとか、それから、名簿の提供を受けた者は、要援護者名簿の取扱いについて適切な措置を講じていかなければならないというふうに考えております。

それから、知的障害者、発達障害者の情報の共有化ということですが、確かに発達障害者については情報をなかなか把握しきれておりませんので、それらについても今後そのプラン作成の際には多方面にわたりまして検討させていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（柴沼 広君） 都市建設部長仲田幹雄君。

○都市建設部長（仲田幹雄君） 13番石松議員の再度のご質問にお答えをいたします。

初めに、国と県の関係から市の見解は、ということでございますが、国と県の関係については、議員が言われたように、改善、改革がされているところでございます。市ではこれまで協定書を締結しまして、現在もその協定に基づいて実施をしているということでございますので、見解については、特に協定に基づいてという考え方でございます。

それから、見直しの際に主張してはどうかということですが、現在の協定については平成25年3月までの協定になってございます。来年度の見直しされるわけですが、現在事務レベルで検討、打ち合せを行っておりまして、これまでの協議の中では、来年度これまでの2分の1の費用負担の考え方をなくして、これまで指定管理者として笠間市が指定を受けて2分の1を負担してきたという形を改めまして、県が指定管理をする区域、それから、笠間市が管理許可を受けて笠間市が管理する区域を分けて管理をするというやり方でございます。

具体的に言いますと、今まで5千万、指定管理料として県から笠間市のほうに来ていたわけなんです、5千万に該当する指定管理区域を指定しまして、それから、笠間市が管理する区域、収入が見込めるようなイベント広場とか、野外ステージ、駐車場、そういったものを管理許可区域として管理をしていくということでございます。それは現在、県のほうで制度の移行を検討中ということでございますので、まだ具体的になっておりませんが、そういう形で25年度は行われるのではないかなというふうに考えております。

それから、みなし道路の管理でございますが、これはセットバックされた土地は、当然市に寄付されない土地につきましては個人所有の土地でございますので、当然個人が管理する区域というふうに考えております。ただ、市のほうで当然道路として供与していただければ、市のほうで道路の管理区域として管理をしていきたいというふうに考えております。

それから、道路事業評価システムの来年度、生活道路優先整備基準ということで、検討しているわけですが、これの公開についてでございますが、これについては内部で検討させていただきたいというふうに考えております。

○議長（柴沼 広君） 消防部長小森 清君。

○消防部長（小森 清君） 石松議員の再度の質問にお答えします。

消防サイドからの道路の拡幅等でございますけども、その協議等は原則行っておりませんが、建築確認申請時に協議を行い、指導するケースがございます。

以上でございます。

○議長（柴沼 広君） 石松議員。

○13番（石松俊雄君） 地域防災計画の改正の中身については、今作成過程なので、その中で十分検討していただければ結構なんですけど、一つだけちょっとお聞きしたいんですけど、社会福祉施設と協定を結ぶというふうにおっしゃっているんですけど、私どもの認識は社会福祉施設のBCPというのをご存知かどうかわかりませんが、これ、中小企業が被災した場合に事業をどういうふうに継続していくかという、事業継続計画というのはBCPというのがございまして、これも災害時に継続をして必要なケアをどういうふうに提供していったらいいのかということで、民間の福祉関係の事業者がどんどん取り入れていて、利用者と災害時の個別契約を結ぶというような、そういう対応をしているところも出始め

ているんですね。民間施設と市が協定を結ぶということも大事なことだと思うんですが、その民間施設、あるいは福祉施設等々が独自にやっている中身についても、私は、勝手にという言い方はおかしいんですけど、自立的にBCPが進んでいくのではなくて、その中身の一定の基準というものについても目を光らせていく必要があると思うんですが、そういう、事業者がそのBCPを持つということについての市の見解だとか、そのために市として一定の基準を設けるということについての問題意識がおりなのかどうか、最後聞かせてください。

それから、笠間の芸術の森公園の管理についてなんですが、多分管理許可制度のことをおっしゃっているんだと思うんですけども、その管理許可制度というのは、いわば指定管理者と比べた場合、議決がいらないというのが一つの特徴でありますし、それから、管理方法の制限がないということ、それから、料金収入が今までは原則県だったのが、今度は管理者側だから市のほうになるということで、収入が得られるという意味では、私はい、得なのかなとは思いますが、問題は管理許可申請をして管理許可を受けた場合、一般的に設置者側に使用料払わなければいけないという使用料の問題が出てきたりとか、あるいは管理許可を受けた場合の経費負担というのは、いわば管理許可を受けた側、市の負担になってくるんですね。今は協定で2分の1という話になっているけど、この管理許可制度に替わっちゃったら、制度的にその部分は全部市が負担しなければなくなっちゃうっていう、これは協定ではなくなっちゃうんですね。制度になっちゃうんですね。こういうことについて、市はちゃんと問題意識を持って県と話をしているのかどうかということについて、お聞かせいただきたいということと、もう一つは、やっぱり3,320万ですか、持ち出しが今あるということなんですが、突っ込んで聞かせていただきたいんですが、この指定管理料、この算出根拠ですよ。今年はいくらでしたっけ、5,096万8,000円、去年が5,337万円、基本協定の中身を見ると、第27条に、管理費の2分の1に相当する額を指定管理料として払うと書いてあって、その限度額は1億193万6,000円なんですね。ちょうどこの5,096万8,000円というのは1億193万6,000円の半分なんですね。この協定に出てくる1億193万6,000円の根拠って何なんですか。ここですよ。

要するに、きちんと協定を結ぶのであれば、きちんとした協定を結ぶべきだろうと思うのと、先ほども言いましたように、地方自治法の改正の中で国と県は対等の立場になったんです。国と地方自治体は対等の立場になったんです。そういう対等になったという中で負担金の改正が行われて、県は国営公園の負担をしなくてもよくなったんです。それは言い換えれば、県と市町村も対等にならなきゃいけないと思うんですね。そういう意味での、私は改革していくという意味での、私は主張をしていくべきだろうというふうに思います。

私は維新八策については全然肯定しません。賛成ではありません。しかし、橋下さんが知事時代に、やっぱりきちんと拒否をして動きをつくったというのは大きな改革の原動力になったと思うんです。茨城県内でやっぱりそういう動きをつくる市町村がないと、明文

的に、条文的に対等の立場になったとしても、実質的にこういう状態がつくられたままであれば、私は市町村と県が対等の立場にはなり得ないだろうというふうに思うんです。そういう意味で、ぜひ固定的にとらえるのではなくて、改革を進めるという立場で指定管理者のまま協定を更新するときに、そういう姿勢をぜひ私は取っていただきたいなと思います。

市民は国保税も上がりました。電気料金も上がりました。これから復興税もまたかかってきます。そういう中で我慢しながらも一生懸命やっているんですよ。だから市も、何らか一生懸命ですね、例え3,320万であっても、何とかそのお金を浮かす努力っていう、それはやっぱり市民に対して私は示していただきたいなと思うんです。そういう意味でも、ぜひともそういう姿勢を取っていただきたい、そのことを最後に申し上げて答弁を求めたいと思います。

○議長（柴沼 広君） 福祉部長小松崎栄一君。

○福祉部長（小松崎栄一君） 福祉避難所としまして、22の施設と協定を結んだということをお知らせしましたが、福祉避難所はバリアフリー化がされている、それから要援護者の利用に適している、生活相談員等の確保がしやすいと、そういう位置づけがあるわけですが、そういうことで市内に20の高齢者の施設、それから、2カ所の障害者施設がありましたので、そちらと協定を結んだところで。

その協定を結びながら、災害時の支援団体との協議会ということで、8月4日に開催し、その中で情報を今後共有化しながら検討していきたいというふうに考えておりますので、そのように進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（柴沼 広君） 都市建設部長仲田幹雄君。

○都市建設部長（仲田幹雄君） 再度のご質問にお答えをいたします。

初めに、1億何がしの当市の管理費の総額の根拠でございますが、これは当初、管理費として計上された金額が1億何がしの金額というふうに記憶をいたしております。

それから、対等の立場でということでございますが、先ほども申しましたように、笠間市では、来年度制度の改正によって、これまでの指定管理から、指定管理区域と管理許可区域に分けて管理をしていくということで考えております。市の負担が平成23年度においては、議員が言われたように3,300万前後ですか、負担をしているわけなんです、市としては今後の管理許可制度によって、その管理許可区域の中で収入の得られるような施設の整備、それから、管理許可区域においては条例を制定して使用料を見直すことが可能でございますので、そういった意味で収入を見直すことも必要ではないかなというふうに考えております。いずれにいたしましても、市の持ち出しである現在の3,300万については、できるだけ市の負担の軽減が図れるような、あらゆる手立てを検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（柴沼 広君） 市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 石松議員の質問に対して、私のほうからも補足で答弁をさせていただきたいと思います。

いわゆる要援護者の災害時の避難対応ということになりますと、ハンディキャップを持った方が対象になるのかなと思いますけれども、市のほうでは先ほど答弁にありましたように、福祉施設を福祉避難所というような位置づけて考えておりまして、新たなバリアフリー化をした福祉避難所をつくるというのはなかなか難しいのかなと。あわせて、公共施設でバリアフリー化をされているようなところも、一時的な避難の対象の施設としては今後考えていく必要があるのかなと思っております。

これから市内の22の福祉施設と災害時の詰めの作業をしていかなければならない課題があるわけですが、やはりその中で行政と福祉施設と協定の中で、福祉施設側も長期的に大きな数の人数を入れるというのは、例えば食品の確保だとか、継続的なケアが維持できるのかとか、こういう大きな問題があるのも現実でございます、そういう対応をどうしていくのか。議員おっしゃるように、福祉施設側も、例えば自分たちの施設を利用しているデイサービスだとか、ショートステイだとか、そういう利用者がある程度優先的に、近所隣りを優先的に災害時には受け入れていきたいというような考えを持っている施設も最近多く出ておりますので、その辺はよく議論してやっていかなければいけないのではないかなと思います、いずれにせよ、福祉施設を避難所としてお願いしていきたいということが考え方でございます。

それと、芸術の森公園の管理については、先ほどありましたように、25年度から見直ししていくということで考えております。そもそも、国と県の立場が上下関係であったということは事実でございます、県と市が分権法の前はまさしく上下関係にあったのも事実でございます。それはそれとして、国の直轄負担金が法律改正によって見直されたわけでございますので、県と市との関係というの、私も当然対等であるというふうに認識をしております、この6公園につきましては、各組長の間でもこの直轄負担金の問題が話題になったときに、組長の間でも正式な議論ではございませんが、県に負担してもらうのが本来の筋なんだよというような議論はございました。ただ、市町村と県の場合に、それぞれの施設についてはやっぱり市町村も誘致したというような事実もございますので、なかなかそこを言い切れなかったということが今までの中では現実的であったわけでございます。

来年の見直しの中においては、しっかりと市のほうの意見を言っていきたいと思っております、本音で言うと県のほうは管理体制を見直して自分らの管理費を減らしていきたいというのが根底には当然ありますので、あの芸術の森公園を県の施設ではあっても、感覚的には市の施設だという感覚でとらえて、収入源の確保だとか、維持管理をどうしていくのか

ということ、私はしっかり受けとめてやっていくことが必要なのではないかなと思っております。

以上です。

○議長（柴沼 広君） 石松俊雄君の質問を終わります。ここで、暫時休憩いたします。

なお、11時10分より再開いたします。

午前11時01分休憩

午前11時10分再開

○議長（柴沼 広君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、12番西山 猛君の発言を許可いたします。

西山 猛君。

その前に、暑い方は上着を脱いでも結構です。

○12番（西山 猛君） 12番西山 猛です。通告いたしております一般質問を始めたいと思います。

一、いじめ問題と対策について、ということで、4つの項目に分けてみました。そのうちの1、全国的に社会問題化しているいじめについて、本市の関係機関における認知度を伺う。連日、新聞、テレビ等で報道されております。本当に心の痛くなる思いであります。

2番目、県内におけるいじめ問題とその対策について、を伺います。

3番目、本市のいじめの実態を伺います。本市の件につきましては、既に県の指導課とは思いますが、夏休み中にアンケート調査をしているとの情報を得ていますので、そのようなものを提示しながら答弁いただければと思います。

4番目、いじめ対策を講じるに当たり、苦慮する点とは何か。当然、単純に机の上だけの問題では解決できないであろうと思います。特に今報道されている問題を見ますと、隠ぺいという体質がどうも露呈しております。その体質の中で対策を講じるというのは大変問題が多いかなと思っております。その点、ご苦労している点、伺いたいと思います。もちろん、県内の情報も含めて本市に重点を置いて答弁いただければ助かります。

二番目、虐待と社会情勢について伺います。実は、このいじめ問題と連動しているのかな、社会的に今の情勢がいじめ問題も含めて、虐待等々に反映されているのかな、こう思っております。

1番目ですね、虐待の実態について、県全体及び本市のデータの過去10年間、10年間は難しいのであれば、5年でも結構ですし、あるいはここ3年ぐらいでも十分理解できるかなと思っております。答弁をいただきたいと思っております。

2番目、虐待の具体的な防止策を伺いたいと。

3番目、同問題の早期発見。虐待とは言ってもかなり幅が広いとは思いますが、各分野に分かれると思うんですが、早期発見と対処方法についてお聞きしたいと思っております。

4番目、現実には、事例として具体的な虐待事件や問題の対応手順について伺います。こんな虐待があった、特に児童虐待を事例として取り上げていただいて、こんなふうなシミュレーションで対応していくんだと。で、解決に持っていくんだと。あるいは救済するんだというような答弁をいただければ幸いです。

5番として、現在の社会情勢に対して、整合性を持った虐待防止を求める啓発活動とは何か。社会は流れていますよね。時代は流れていますよね。その中で、現在の社会の情勢、本当に一日一日変わっております。そういう中で虐待防止を求めていくに当たり、いわゆる現代版虐待防止の啓蒙活動ということで、何かを伺いたと思います。施行予定策などを示していただきたい。既にこんなことをやりましたよということですね。よろしくお願いいたします。

3番目、これは産業経済部長に答弁をいただくかと思うんですが、前もってあれしておきますが、部長さん、31歳で若くて、知識も教養も経験も、そしてパワーもありますから、マイクちょっと離しても大丈夫だと思うので、よろしくお願いいたします。

復旧から復興に向けた「まちづくり」についてということで、これも4つに分けてみましたけども、

1番目、今後のまちおこしとなる地元産業のうち、起爆剤に相当する分野は何か。そのベストスリーを伺いたと思います。

2番目に、市内における商工観光及び農業全般を検証したとき、危機感はあるか。危機感、これを伺います。あるかないかですね、まずね。それを数値で表現した場合、0から100%ですね、まず、あるかないか。あるとすればどんなふうなのかを表現していただきたい。

3番目、今後の地場産業の育成について、復興とまちづくりを軸にお聞かせいただきたい。復興というのは大変パワーの要することだと思うんですね。その復興、単純にまちづくりとは言ってもですよ、我々もよく選挙のたび、4年に1度市民の審判をいただくわけですけども、まちづくりってよく言うんですけど、一体まちづくりって何だっていう、自問自答するときあるんですよ。そういうことも含めて、ぜひとも若手の部長にその部分を、復興とまちづくりという部分でお聞かせ願いたと思います。

4番目は、これ、新聞で大きく報道されましたけども、「新任部長は31歳」という見出しで、6段抜きですか、7段抜きですかね、すごい新聞報道がされております。そこに笠間市がお願いをして、行政改革のサポートなどをするという大義名分の中で、市町村に対して職員を原則2年派遣をできると。で、派遣していただいた。で、産業経済部長の椅子に座っていただいたということで、こちらから、笠間市がお願いしたという形でございます。しかし、産業経済部長の椅子に座るということは、もちろん執行部の1人として当然笠間のために粉骨砕身、骨を埋めていただかなければいけない。そこで、2年という限られた、これは部長さんも新聞のインタビューの中で答えていますよね。限られた時間の中で笠間

市を知るということですね。知った上で、産業あるいは経済的にいろいろな意味で、分野で成長させなくちゃいけない。そして2年間の足跡を残して国に戻らなくちゃならないという大変な任務だと思うんですよ。そういう中で、市に溶け込み、できる限りの仕事をしたいという抱負を語っております。

実は大変失礼ですが、私は今、産業経済部長とここで、今、多分答弁をして、公の場ですね、公の場でやり取りをするのが初めてなんです。8月1日付でしたっけ。そうでしたっけね。8月1日、本日は9月19日ですか、19日。8月1日に赴任された産業経済部長と執行部の1員として、私も議会で12番だから真ん中辺ですよ、真ん中辺の若輩者でございますが、ただの1回もお話をしていない。それで笠間市を知って物事をやっていこうって、なかなか難しいんじゃないかなって、私の感覚です、得た感覚。はい。仮に今期定例会中は議員と接触する時間、大変多くあると思うんですが、いわゆる茶飲み話、こんなことからまちづくりってできると私は思っているんです。それが本音ではないかなと思うんですよ。公の場で、ここで、じゃあ、本当の腹の内を全部ぶちまけられるかって言ったら、なかなか難しいと思うんです。私はね。そういう意味では、産業経済部長、31歳、それは若いとか若くないとかがって問題ではなくて、その職責を担うということは、私は、たとえペーペーの私のような議員であっても、どんな思いで笠間市の議員をやっているんだと、いつ、こんな思いになったんだと、そういうことをやっぱりできれば聞いていただきたい。私から行って、ちょっと話があるんだって呼んでくださいよ。私のほうで、私はこういう気持ちで、笠間市の議員として毎日奔走していますよということを、腹の内をあれしますよ。ぶちまけますよ。それで、もし通ずるところがあれば、そこを伸ばしていくような、そんな考えでいいのかなと私は思ったんですね。なかなか時代が、シニア世代なんていう時代になりましてね、そういう中で若い部長さんがみえたということは、大変笠間市のこれからの、特に商工観光については希望であると私は思っておりますので、ぜひともその辺をご理解していただいて、ちょっと辛口になりましたけども、そこは年の差ということでごめんなさいということでおわびしておきます。で、きちっとした答弁をいただければ幸いです。

いじめ問題については事例、県からの指導だとか、いろいろあると思うんですが、そういう具体的なものを出していただいて、それに対して笠間の実情を、全体を答弁していただければわかりやすくいいかなと思っておりますので、1回目の質問をその程度で終わりにします。

よろしく申し上げます。

○議長（柴沼 広君） 教育次長 塙 栄君。

〔教育次長 塙 栄君登壇〕

○教育次長（塙 栄君） 12番西山議員のご質問にお答えします。私のほうから、まず、学校におけるいじめについてをお答えいたします。

市内3カ所にございます適応指導教室や教育委員会への電話や来所によるいじめを主訴、主な訴えでございますが、いじめを主訴とする直接の相談件数は現在のところはございません。このことは各校においていじめが一切ないということではなく、深刻な重大ないじめとして相談がされていない数値と推測されます。なお、本市のいじめ認知件数等につきましては、後ほどご説明をいたします。

次に、県内におけるいじめの問題とその対策についてでございますけれども、大津市の中学生自殺報道を受けて、茨城県では、全県対象の緊急のいじめ調査が実施され、本年4月から7月19日までの認知件数は1,831件と報告されております。

県内では、常陸太田市の中学2年生が8月16日に尊い命を絶ちました。このことを受けて、県教育委員会では、8月20日付で、今もっとも大切なことは自殺の連鎖を絶対に起こさせないことであるとして、県の教育長からの自殺予防連鎖防止通知が出されました。また、児童生徒、保護者宛てのメッセージ、これはお願いですけれども、これを全保護者に配付し、電話連絡等を行うとともに、8月28日には県内全小・中学校長を招集し、臨時校長会議を開催したところでございます。自殺の連鎖の防止といじめ早期発見のためのチェックリストを活用しながら、児童生徒が発する小さなサインを見逃さず、指導に当たるよう県教育長より直接指導がございました。

また、茨城県は県内5カ所でございます教育事務所にいじめの解消サポートセンターを設置することのほか、県教育委員会のホームページに目安箱を設けまして情報提供を呼びかけ、いじめの早期発見と解決を目指すとしてございます。

次に、本市のいじめの実態でございますけれども、昨年4月から本年3月までの期間を対象にした児童生徒の問題行動等、生徒指導上の諸問題に関する状況調査での本市のいじめへの認知件数は、小学校で4件、中学校で31件の報告がございました。いじめの主訴はぶつかられたり、叩かれたり、からかいや冷やかし、仲間外れや無視などで、これらはその後の学校担任や他の教職員、スクールカウンセラーへの相談により、全件解消してございます。

また、本年4月から7月19日までの期間を対象とした緊急いじめ調査では、小学校で5件、中学校で16件のいじめが認知されましたが、それぞれの問題は各校の対応ですべて解消しているとの報告がありますけれども、先ほどの8月20日の県教育委員会からの指示を受け、各家庭への電話連絡等を行い、保護者から子どもたちの生活状況の聞き取りならびに部活動で登校した子どもへの面談を実施しました結果、新たな認知件数は中学校で2件ございました。この2件につきましては、今後も生徒の人間関係を注意深く観察し、面談指導に当たってまいります。

次に、いじめ対策を講じるに当たり、苦慮する点につきましては、いじめは児童生徒の心身の健全な発達に重大な影響を及ぼし、不登校や自殺などを引き起こす背景ともなる深刻な問題でございます。しかも、最近のいじめは携帯電話やパソコンの介在により、一層

見えにくいものとなっております。教育委員会としましては、各学校現場においていじめを隠すというようなことがないよう、速やかに教育委員会のほうに報告してもらおうということとさせていただきますけれども、いじめはどの子どもにも、どの学校においても起こり得るものであること、また、だれもが被害者にも加害者にもなり得るものであることを十分に認識しておく必要があり、いじめは人間として絶対許されないという基本姿勢を一人一人の児童生徒に徹底させるとともに、人間尊重の精神を貫いた教育活動に努めてまいりたいと考えております。

○議長（柴沼 広君） 福祉部長小松崎栄一君。

〔福祉部長 小松崎栄一君登壇〕

○福祉部長（小松崎栄一君） 12番西山議員のご質問の中で、虐待と社会情勢について、5項目のご質問をいただきましたので、お答え申し上げたいと思います。

初めに、虐待の実態についてでございますけれども、虐待とは自分の保護下にある者に対しまして、日常的に暴力的な行為や嫌がらせなどを行うことを言いますが、その対象や種類はさまざまであります。その中で、福祉関係の高齢者、障害者、児童の虐待の実態について、示されている範囲で、県及び本市の当初と直近のデータについてお答え申し上げたいと思います。

初めに、高齢者につきましては、平成18年4月に、高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する法律が施行されてからの数字であります。平成18年度の県全体では、家庭では305件、施設では3件、平成22年では、家庭では423件、施設では12件の相談通報がありました。

本市では、高齢福祉課や社会福祉協議会で受けております相談件数となりますが、平成18年度は7件、23年度は15件となっております。

その内容につきましては、暴力的な行為による身体的な虐待、それから、暴言や無視、嫌がらせ等の心理的虐待、介護の放任等が主なものとなっております。

障害者につきましては、本年10月に障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律が施行されますが、その内容は高齢者と同様となっております。これまでも相談は受けておりますけれども、虐待の相談件数としてのデータは取っておりません。

児童につきましては、県全体の相談件数が平成14年度では452件、平成23年度は876件とほぼ倍増しております。本市におきましては、平成17年度が2件であったものが、23年度は36件となっております。この件数がふえた要因は、平成16年度に児童虐待防止法、児童福祉法の改正によりまして、同居人によるものや虐待を受けたと思われる場合も対象となったこと等によるものであり、その内容は身体的・心理的虐待及び育児放棄が主なものであります。

次に、虐待の防止策でございますけれども、高齢者や障害者につきましては、介護や養護している家族が長期化することによる介護疲れやストレス等、さまざまな要因で発生す

ることが考えられます。

その防止策といたしましては、介護の孤立化を防ぎ、負担の軽減を図ることが重要と考えられます。

その相談窓口といたしまして、高齢者につきましては高齢福祉課内に地域包括支援センターを、障害者につきましては機関相談支援センターを設置し、相談体制を整えているところであります。

児童につきましては、育児の孤立化、育児不安の防止が必要であり、本市では保健師による乳児家庭全戸訪問の実施や地域子育て支援センターでの親同士の情報交換、指導員による育児相談等を行い、さらに市で設置している家庭児童相談室での指導員による子育て支援に努めているところであります。

さらに、子どもを守る地域ネットワークとして、福祉関係機関をはじめ教育委員会、警察、医療機関、児童相談所等の関係機関で、要保護児童対策地域協議会を組織し、相談や通告を受け、その内容が緊急性の高い場合は関係機関と連絡調整をし、連携を図りながら対応をしているところであります。

その早期発見と対処方法でありますけれども、虐待と疑われたときは、すぐ市の福祉課の相談窓口や県の児童相談所、警察等に通告すること、そして関係機関と情報収集や連携を図り、家庭を訪問し、状況を確認して問題の解決に当たり、緊急性が高い場合には、一時保護等により子どもの安全を確保し、虐待者と子どもを分離する措置を取るなど、関係機関との連携による援助活動を行っているところであります。

次に、最近の具体的な事例としましては、母親が就学前の幼児2人を連れて早朝夜間を問わず、金銭を借り歩いているとの情報が市民から寄せられましたので、要保護児童地域対策協議会で検討をいたしまして、母親が子どもを養育できる環境ではないと判断するとともに、早急に子どもの一時保護を実施したところであります。今後は子どもが家庭に戻るために、保護者に対する支援指導を適切に行っていきたいと考えております。

次に、虐待防止の啓発活動についてですが、核家族化や都市化が進み、地域との交流が少なくなり、相談する相手もなく、育児の孤立化が進行し、子どもに対して虐待をするといったケースが少なくありません。法律の改正により、学校の教職員をはじめ、医療機関など、虐待の早期発見の努力義務が課せられております。また、近隣住民は近所のことで通報をためらうケースが多いことも事実でありましたが、一般市民にも通告する義務があるということ啓発していることから通報が増加し、早期発見、早期対処につながっております。

実行済みの啓発としましては、本所、支所で設置してありますモニター広告によりまして放映するとともに、広報紙による周知や市で発行しております子育て支援ガイドブックに児童虐待の項目を設け、啓発を実施しております。また、毎年11月の児童虐待防止推進月間には、ポスター、リーフレット等を保育所、幼稚園、学校等の関係機関に掲示し、防

止活動に努めているところでございます。

今後これまで同様、市広報紙やポスター等により啓発を強化するとともに、虐待は社会全体で解決すべき問題と位置づけまして、虐待の防止に向け努力してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（柴沼 広君） 産業経済部長神保一徳君。

〔産業経済部長 神保一徳君登壇〕

○産業経済部長（神保一徳君） 12番西山議員のご質問にお答えいたします。

今後のまちおこしとなる地元産業のうち、起爆剤となる分野という問いでございますが、あえて分野を3つ挙げるとすれば、観光業、笠間焼の窯業、そして農業と考えております。

観光業につきましては、多くの観光客を招き入れることによりまして、交流人口をふやします。そして、そのことが直接的な商業振興とともに、まち全体の活性化につながっていくものと考えております。また、観光と結びつきの強い地場産業である笠間焼の窯業につきましては、火祭り等のイベントの求心力が依然として大きなものがあると考えております。そして、農業については、今年度も重要施策として取り組んでいるところでございまして、農業によるまちおこしの1つの方策として、農産物のブランド化を進めております。ブランド化した付加価値の高い商品を提供することによりまして、農業者の所得向上につながり、ひいては地元産業の活性化につながるものと考えております。

次に、市内における商工観光及び農業全般を検証したとき、危機感があるかのご質問でございます。商業にしても、工業にしても、また農業についても、実際に仕事に従事されている方及び関係機関、市を含めた行政、ともに危機感を持っていると考えておりますし、パーセンテージということでございますと、ともに100%に近い危機感を持ってそれらの産業の振興に臨んでいるものと考えております。

次に、今後の地場産業の育成について、復興とまちづくりを軸に考えを聞きたいというご質問でございますけれども、市では昨年度よりそれぞれの分野で関係機関と連携しながら復興支援に取り組んでいるところでございます。例えば窯業、笠間焼の分野では、被災した作家や窯元の窯の復旧にいち早く取り組んでまいりましたし、商業の分野では商工会と連携し、プレミアム商品券の発行や震災復興対策として中小企業金融制度に対して上乘せの補助を行っております。また、緊急雇用の制度を使いまして、笠間焼の復旧や稲田御影石の販路拡大、PRに取り組んでいるところでございます。

最後に、私、先ほどの新聞記事に関連いたしまして、今後の2年間の笠間市の発展についてお問い合わせいただきましたけれども、私といたしましては、笠間市には稲荷神社や芸術の森公園、そしてスカイロッジなど、観光拠点施設はもちろんのこと、笠間焼や栗、いなり寿司など、いろいろな、他の都市と比べても魅力ある観光資源が豊富にあると感じています。特に感じておりますけれども、特に県外からのお客様というのはもっと呼び込

めるのではないかなと感じております。

まずは西山議員、先ほどお話をいただきまして、私も思い返してみますと西山議員とゆっくりお話をする機会がございましたので、これからも、もちろん地域の代表たる議員の皆様にお話を伺うことはもちろんでございますが、現場でなるべく多くの人の話をお伺いしながら、その上で関係機関や地元住民のご協力をいただきながら、また、外からの視点も交えながら、県外からも数多くのお客様が訪れる観光地を目指してまいりたいと考えております。

2年後に笠間の観光が目に見えて劇的に変わるところまでいくかどうかは私が申し上げることではできませんけれども、私といたしましてもなるべく早くこの笠間市に溶け込みまして、できる限りの仕事をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（柴沼 広君） 西山 猛君。

○12番（西山 猛君） ちょっと前後します。二番目の虐待についてなんですが、やはりかなり件数が上がっているんですね。そう思います。心に余裕がないという表現をする方おりますよ。虐待に走るということについては、経済的なことも含めたり、環境的なこと、人間関係、いろいろなことで、当然虐待ですから弱い者に向けられるわけですから、それが人じゃなくて動物であったりする場合もありますよね。そういう虐待というものがやはり社会問題としてもっと表に出るべきだと思うんですよ。

私、近隣で近場の事例があったのでいろいろ関係機関とお話してみたんですが、特に警察、司法、司法というのは非常に困るんですね。やっぱり法に触れないと処理ができなかったり、スレスレのところ、また、当然部長の答弁にありましたように、近所では十分理解している内容なんですが、近所だからこそ言えない。むしろ閉鎖的になっている部分が、そういうエリアになってしまうという部分が非常に問題だなと思っております。

かといって、行政が、福祉部がどこら辺までそういうものに立ち入れるのかと。つまり、人の生活に、人の家庭の中に土足で上がれるのかと、こういうことも含めて、私は大変今問題ではあるかなと思っております。

大きくですね、大きく、不適切かもしれませんが、大きく私は二つあると思うんです。一つは、個人情報保護法というのが非常に邪魔をしている。こういう問題についてはですね、邪魔をしている。もう一つは、実は私は単純に世の中に怖いものがなくなったという、そういう観点から、暴力団対策法というのが、私は非常に社会をおかしくしているのかなと。その使い方がおかしくしているのかなと、このように思っています。なかなかこんなことを言う議員もいないかと思うんですが、私は本音でその辺のところは解決しないといけないことだと思って、それがつまり命に直結することだということを理解していただきたいがために私はあえて言いますが、結局世の中に怖いもの、ないんですよ。これ、今いじめのほうに質問に移りますけども、結局、例えばうちでですね、うち、中学生ともなれば、

仮に中学生ともなれば体格も精神的にも大人に近い感覚であります。そういう中で、親には当然怒られない、あるいは親を殴っているなんていうのもありますね。じゃあ、学校でどうなのかっていったら、学校へ行っても、先生が、例えば問題を起こす子どもに対してどうなのかっていったときに、これは後で教育次長に質問しますけども、見て見ぬふりをしたり、その中で、じゃあ、その子どもが社会でどんなふうなのかって言ったときに、何をやっても通ってしまうという、そんな環境になってしまうのかなと思うんですね。

そこにやっぱり、例えば親が、また宙ぶらりんの親がいたりすれば、それはもう末路ですよね。多分その地域全体がそんなふうになってしまうのかな、そんなものをふたしてしまふ、見て見ぬふりをしなくちゃならない、そういう環境になってしまうのかな。これは、もし福祉部長が、それは一体どういうことなんだと言うのであれば、ここでは公ですからお話できませんが、きちっとお話しますよ。警察担当者とも詳しく話してきました。それは地元の声なんですよ。困っちゃったと、こういうことなんだと。

そういうことを考えますと、虐待については、確かに本当に命まで脅かす問題になるんでしょうけども、早期に発見する、そして対処するというのは非常に難しいことではないかなと。今事例がありましたように、親子が無差別にそういう行動を取ったことに対しては、それはいささか問題だろうとこうことになりませんが、なかなか狭いエリアでのことではなかなか難しいのかなと。そこについてはもう一步踏み込んだ考え方、もう一步踏み込んだ行政当局としての情報収集や対処の方法があるのか、あるいは考えているのか、その点だけお聞きしたいと思います。これ、2回目の質問として。

いじめ問題についてということで、やはりいろいろないじめ、ここのところですね、連日報道されておりますが、いろいろな皆さんの専門家の意見なんかを見てみますと、やはり心にゆとりがない。ゆとりがないってどういうことかということ、例えば優秀な子どもがいます。優秀で当たり前、100点取って当たり前、あなたはいい子なんだ、うちで言われる。学校でも先生に、や、君は頑張っているんだと。また次も100点取りなさいよということの中で、やはりいっぱいいっぱいになっている子どももいるんじゃないかと。そういう子どもたちがややもするといじめをする側に回っている。どうでしょうか。心当たりありませんか。何かそんなふうを受け取れます。

そしてまた、いじめの範囲なんですけど、今第1回目の答弁で、ちょっとこれ、重大だなと思って聞いたんですが、深刻な事案ではない、重大ではないという報告があったことについて、主な主訴、主な訴え、専門的な言葉、行政用語なのかもしれませんが、主な訴えの中に深刻な問題がない、重大じゃないという判断なので、それはそのまま特に問題ないということで流していると。それと、各学校からの報告があったけれども、それについては学校で対処できているということですね。

なぜ、連日報道でなされている中で、教育委員会や関係者がこぞって180度意見を変えて、頭を下げてごめんなさいしている。いわゆる隠ぺいですよ。隠ぺい、あるいはその認め

なかったものを認める、否認していたものを認める。こういう事情があるのか、どう考えますか。その点、なぜそういうふうなことが起きるのか。いじめはなかったんですと。自殺と関係ないですよ、全く関係ないですよ、こう言っているんですが、その因果関係、因果関係っていうのは法律用語とかって言っていましたけど、そういうのが原因で自殺したんだろうと。こういうふうに釈明をする会見をテレビを通して見えていますよ。一体どういふことなんでしょう。一転して認めるみたいな、謝罪をするみたいな、こういうことに対して、なぜそういうことが起きるのか。なぜ。なぜ起きるのか。それ、質問します。なぜ起きるのか。もちろんそういう感覚を教育委員会で持っていないと、なぜ起きるんだと、こういうふうだから起きるんだと。だからそこはこうしましょうよっていうことを私は学校に指導したり、何したりできると思うんですね。

それと、やはり、今こんな情報化社会ですから、学校の先生がこういう状況になっている、ああいう状況になっていると、こういうことも含めて、子どもたちが違った角度から学校やあるいは教員を、先生を違った角度から見るような時代になってしまっている。で、そこには我々の時代のような、悪いことをすりゃ廊下に立たされる、あるいはピンタつられるとかっていう、そんな感覚はありませんから、今。ないから当然やるんならやってみよと、こんな子どももいるような話を聞いております。そういう中で、なぜ教育委員会等々の記者会見なんかを見てみますと、なんで180度変わってしまうのかな、その辺ちょっと、一番の今回の私はポイントだと思っております。いじめる側、いじめる側、いっぱいいっぱいなんだと思います。多分その家庭もいっぱいいっぱいでしょうね。いっぱいいっぱいっていう表現おかしいんですけども、追い詰められている。そして今、兄弟がいない、一人っ子だったりなんかすると、やはり逃げ場がない。おじいちゃん、おばあちゃんもいない。核家族が多い、なってしまった。逃げ場がない。いじめられているほうですよ、中学生にでもなれば、いじめられているってみっともない。泣き言を言えない。うちに帰って、「かあちゃん、いじめられているんだ、俺は」って言えるか、なかなか言えない。そういうことを、「いやあ、腹が痛いからきょう行きたくないんだ、学校」と言ったことをどう取り上げるか。「そんなこと言っても、受験なんだから行きなさいよ」、こういうふうになってしまうのか、あるいはおやっと思ってそれをあれするのか。

そこで、県からチェックリストということではありますが、チェックリストって生徒追っかけて行って、こうやって見ているんですか。休み時間こうやって見ているんですか。どんなふうにするんですか、それ、具体的に教えてください。チェックリスト。たかだか30人か40人、ここにいる団塊の世代の皆さんもいます。議員さんの中にも。1クラス60人とかっていた。そういう時代に1人の先生が全部把握している。だから先生って言うんですよ。だから師として仰がれるんですよ。それがなかなか、今の先生はサラリーマン化してしまっているような、そういうふうな気風になっております。チェックリストの扱い方、ちょっと教えてください。チェックリストね。

産業経済部長に再質問いたします。観光業、窯業、農業のブランド化、こんなことは歴代部長ずっと言ってますよ。だれも知ってますよ。この人、だれも知っていますよ。だれも、そんなことは。だから、じゃあどうすんだってということなんですよ。

少なくとも呼び込みという言い方がありました。呼び込み。ここは駅の数、インターの数、素晴らしい立地条件なんです。交通アクセスは最高なんです。ここにどんなふうにも人を集めるか。これはまず一点だと思っただけですね。それにはやはり広く社会を知っている部長にお願いしたいというのが私どもの地元の考えですよ。我々にわからないその着眼点とかね、着目点とかね、それをやはりこういうものに出して反映していただきたい。もう一度言いますよ。観光業や窯業、農業のブランド化なんて、そんなもの歴代の部長がやってきたこと、わかっていること。でも、それが思うようにいなくて足踏みしているから、そこにきて3.11の震災があったから、ここはもう部長、頼みますよってお願いしたのが今回ですよ。どうぞよろしく、3回目の答弁をもっと前向きな、建設的な答弁をいただきたいと思います。

それから、100%危機感があると言っていましたね。100%危機感。もちろん、危機感を持たなきゃだめなんです。まず、私は一番農業の点、農業ですね、農業の点、私どもの親の代もやっていました。しかし、兼業です。つまり、どういうことかということ、勤める先、雇用があって、雇用があってですよ、その分を農業に費やしてもペイになったんです。その割合、稼ぐもの、雇用、日雇いで稼ぐものがあった、その割合と農業にかかる割合が十分足し算、引き算が成り立っていたんです。ですから成り立った。先祖様が残してくれた田んぼや畑なんだということで一生懸命やってきた。しかし、だんだん今希薄になってきて、人の手も借りないで機械でできるようになった。しかし、その投資をしなくちゃならない、しかし、豊かになったから、稼ぐのも稼がなくなっちゃう。子どもは金がかかる。いい乗用車も乗らなくちゃならない。家も建てかえなくちゃならない。こんなことをやっていくと、なかなか農業には計算上合わなくなってくるんですよ。そうしたら根本を変えなくちゃいけない。根本を。その点は部長、その点に視点を置いて考えていただきたいなと思うんです。私はこの全体を見たときに、今回の最後の答えというのは、私は雇用じゃないかと思うんです。雇用。働く場があれば、一定の安定、安心安全、そして安定、こんな地域になってくれれば私はいじめだって、虐待だって、そして地元だって発展するんじゃないかなって、こう思うんですよ。最後に答弁お願いします。

○議長（柴沼 広君） 質問の順番でやります。

福祉部長小松崎栄一君。

○福祉部長（小松崎栄一君） それでは、2回目のご質問にお答えいたしたいと思います。

もう一步踏み込んだ対処の仕方ということでございますけれども、虐待が深刻化する前の早期発見、早期対応というのは重要というふうに認識しておりまして、例えば近所で子どもの泣き声が聞こえるとか、いつもどなり声が聞こえるとか、それから、幼稚園とか保

育所で先生方が不自然な傷があるとか、あとは医療機関でドクターが見てそういう小さな傷があるとか、ほんの小さな変化にも気づく、そういう体制づくりが必要なのかなというふうに思っておりますので、おかしいなと思ったときにはちゅうちょなく通報できるような、そういう今体制になっておりますので、そういう啓発について強力に進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（柴沼 広君） 教育次長 埴 栄君。

○教育次長（埴 栄君） 2回目のご質問の中で、往々にしますと、今まで各学校等においては事実を隠ぺいするような方向があり、それを大津の例で言いますと、一転して違うことを表明するようなことをしているのはどういうことかというような話がございました。これにつきましては、公立校であれば各児童生徒を預かっているわけでございますが、まず、父兄の感情を極力刺激したくないのであるとか、あるいは、場合によってはマスコミ、あるいは公立校であれば文科省辺りから叩かれるのはちょっとつらいという部分があったかと思われま。しかしながら、私どもとしては、いじめはどの子どもにも、いじめっ子が逆にあすにはいじめられっ子になる可能性も大いにあるわけでございますが、どの学校においても起こり得るものであるというようなことでの認識を十分にしていける必要があろうかなと思っております。

それから、先ほどチェックリストの話がございました。チェックリスト、小学校であれば担任が中心にチェック、児童を見ましてチェックリストを作成していくわけでございます。例えば就学前はどういうことを観察するのかということでございますが、遅刻とか欠席、あるいは早退が多くなっているかというようなこと、それから、登校してから体の不調を訴えることが非常にふえてきたんじゃないかと、そういった部分をチェックしてまいります。それから、授業中に当たっては、学習意欲が低下したり、忘れ物がふえたりしている傾向がないとか、グループ学習のときに机を離れたり、避けられたりするというような事案がないかと。それから、その子が発言することに対して、冷やかしゃ、あるいはからかいがあるかというようなことでございます。それから、よく保健室に行くようになっているかというようなことをポイントとして観察するわけでございます。それから、休み時間、昼休みにも一人で過ごしている時間が多いとか、そういうことをチェックするわけでございます。給食時間においては、特定の子が配膳するのを嫌がられるというようなことがあるか・ないかというようなこと、それから、ちょっと細かい話ですが、清掃時間においては、みんなが嫌がるような分担を、要するに嫌うような分担をさせられているというようなことがあるか・ないか、放課後においては急いで一人で帰宅してしまうということがあるか・ないか、あるいは部活動が休みがちになるかとか、そのようなことを小学校であれば担任が中心、中学校になれば教科でございますので、それぞれの先生方がチェックをしていくということでございます。

以上でございます。

○12番(西山 猛君) だから、それをどうやってやるんだって質問しているんだ。追っかけて行ってやるのかって言っているんですよ。それはどうやってやるんだって。項目はわかったって。

○議長(柴沼 広君) 教育長飯島 勇君。

○教育長(飯島 勇君) ただいまの件については私のほうからお話します。いじめってというのがどうしても見えにくいということがあります。ですから、大勢の目で子どもたちを見ていこうということで、このチェックリストというのは、そういう傾向のある子がいるかどうかということで、例えば授業のときにはどうだ、ということで、チェックリストで、それはいちいち付けているわけではなくて、放課後だとかそういうところで気になったところをチェックをしていく。そして、それを集めたときに、この子どもはもしかするといじめられているかもしれないということで、そこから手立てを、というようなことで、見えなしいじめを見つけていくためのチェックリストということです。

○議長(柴沼 広君) 教育次長埴 栄君。

○教育次長(埴 栄君) 先ほど、西山議員の質問の中に、私が最初の答弁の際に、いじめを主訴とするような相談件数は現在のところはありませんというような話をしました。その際において、これはいじめが全くないんだということではなくて、深刻な重大ないじめの相談がされていないのではないかと推測しますということ述べたわけでありまして、いじめがないということを行っているわけではございません。

○議長(柴沼 広君) 産業経済部長神保一徳君。

○産業経済部長(神保一徳君) 西山議員の再度の問いにお答えします。

まず、私が来た意味といいいますか、要するに笠間市にもともといた人間ではなく、外から見て、観光なり農業を見てどうということなんだというのを、今後施策を進めていくというのが求められているのではないかなと認識しているところでございます。

議員のご指摘にございました、では、どうやって笠間市に人を呼び込むんだということで、私もこちらに赴任する前に、周りの人間に笠間市というのを知っているかと、どういふものがあるか知っているか、聞いてみましたが、なかなか笠間市、例えば陶芸が趣味だと言う人は笠間市よくご存知であったり、つくば市出身だと笠間焼と稲荷神社がありますよね、そういったことを言う方もいたんですけど、なかなか笠間市の知名度というのがそんなに高くないのかなという印象を得たところでございまして、ですので、そういった方に対していろいろなきっかけ、ホームページなりを使ったPRというのもございますけれども、笠間市のみに来ていただくという発想ではなくて、笠間市のみに来ていただくお客様は大事ですけれども、例えば周囲の自治体にも来ていただいて、要するに笠間市を周遊地の1つとして来ていただくというような、そういったやり方もあるのかなと考えておりまして、そういった周辺観光地の魅力やイベントと連携して行って、そのために必要なこ

とは各自治体と県とともに、誘致活動や情報発信を連携してやっていくということが必要なのではないかなと考えておるところでございます。

また、2番目、雇用の問題ということでご質問いただきまして、雇用につきましては、笠間市の産業、観光等でございます。観光については今申し上げたようなもので、観光業が広がっていけば雇用もふえると考えております。それに加えて、農業につきましても体制強化とか、あと、儲かる農業、6次産業化とかございますけど、あと、農業法人の育成などございます。そういったものを通じまして雇用を増加させていくことが重要ではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（柴沼 広君） 西山 猛君。

○12番（西山 猛君） 産業経済部長、多分時間がないので、産業経済部長のほうには回りませんから、ごめんなさいね。

今、次長が答弁した中で大津市の例を挙げました。父兄に対する感情、父兄の感情、あるいはマスコミの報道に対する意識、それから、文科省に対する対応のために、ために、180度意見が変わってしまったという答弁をいただきました。教育次長は正直者ですね。そのとおりですよ。まさにそのとおりなんです。多分、国民の大半がそう思っていますよ。つまり、事なかれ主義なんです。人の命がかかわっても、事なかれ主義なんです。死んじゃった後だってその騒ぎなんです。自分だけが助かろうと思っているんです。これが、今の、私は教育の社会だと思っています。これは教育に関係する人たちもいるでしょうし、当然教育長は教育畑のエリートを来た人なので、当然その前で言うのは大変僭越でございますが、すばり、私は言います。それが今の教育なんです。むしろこういういじめの問題を早期に取り上げて、あるいは見えない、見えないって言いましたけど、見えないものが見えたときに、さあ、その芽をどう摘むのか。どう処理するのか。それが大きな問題になっても仕方ない。そして対応した。命をもって、いじめられた子どもが命をもって、おれはこれだけのことをされたんだと。だから、これだけの思いをしるというような、後からメディアが袋叩きにするような、あるいは社会がそういう目で見ると、そういう制裁ではなくて、やはり対等の土俵に乗せてやって、そして結論を出すような、そんな教育畑、で、それをやった教育者、あるいは校長先生や担任や、そういう方々がむしろこれからの県の教育や市の教育に携わっていくような、臭いものにはふたをしる。日光の猿みたいな見ざる聞かざる言わざるのようなことをするような教育者ではだめなんだということ、これを機に、茨城の教育番として、笠間の教育番として、私はぜひとも教育委員会でそういう方向に向けていただきたい。要するに、物事がなければそれがすべてなんだ、いいことなんだということじゃなくて、あったときにそれをどうするか、どうしたか、そこに評価をしていただきたい、私は。

そして、その評価をしていただいた、そういう先生方がすでに定年しようが、何しよう

が、教育の世界にいて、十分私は理解します。私はそう思っていますので、今後笠間の教育については、そういう観点に切り替えていただければ、私はこれからの子どもたち、主役である子どもたちが、教育の場の子どもたちがすくすくと、のびのびと育つような、そういうことをなると思っておりますので、ひとつ、よろしくお願ひしたいと思ひます。答弁は結構ですから、そういう考えで進めていただければよろしいと思ひます。

以上で終わります。

○議長（柴沼 広君） 西山 猛君の質問を終わります。ここで暫時休憩いたします。

なお、1時10分より再開いたします。

午後零時07分休憩

午後1時08分再開

○議長（柴沼 広君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、6番鹿志村清一君の発言を許可いたします。

○6番（鹿志村清一君） ただいま議長のお許しを得ましたので、9月議会質問通告に従ひまして、議席番号6番政研会の鹿志村清一、質問に入りたいと思ひます。

一問目といたしまして、市内小・中学校における原子力エネルギー等の教育について、お伺ひいたします。

まず、第一点目に、昨年の東日本大震災における原子力発電所被災による放射線及び放射線降下物等による甚大な被害の中で、東京電力福島第一原発による影響で、いまだに帰郷の見通しの立っていない自治体や被災者の方がおられます。

この状況下で、避難地域の被災者の方々が先日、笠間の祭りに招待・交流がされるなど、子どもたち、児童生徒は自分なりに情報の整理をしていることと考えられます。

市内の小中学校において、平成24年度事業として、原子力・エネルギー教育支援事業が実施されております。この授業は平成11年のJCO事故を契機に、国が原子力やエネルギーに関する基礎知識の普及を図る補助授業となっておりますが、3.11東日本大震災後の状況変化などがありますが、教育現場でどのように実施・対応されているのか、お伺ひいたします。

二点目といたしまして、児童生徒の今日の受けとめ方は、原子力エネルギー利用への評価の論争の中で戸惑いを感じていると思われまふ。年間1時間のエネルギー原子力の時間を配し、あくまでも原子力の知識についての児童への学習なのか、あるいは脱原発等の政治判断についても話題としているのか、どのように対処されているのかをお伺ひしたいと思ひます。

三点目といたしまして、原子力エネルギーの利用につきまして、現在の福島県の被災自治体等や茨城における放射線量及び降下物や風評被害での生活・産業への強い危機感と反省がもたらされております。原子力エネルギーについての諸問題と、科学としての原子力に

関する研究は別問題であると考えます。原子力エネルギー等の利用を克服するためには、原子力に対するより高度な知識と研究がされるべきであり、研究者を育てる環境の必要性は今日的課題の中で何ら変化するものではないと考えますが、笠間市の教育の進め方について、お伺いしたいと思います。

次に、質問の通告の二問目でございますけども、笠間市においては合併後、平成18年9月議会で、「非核平和都市宣言」が議会で採択されております。現在、我が国を取り巻く事情は海底資源をめぐる経済水域などの領土問題があり、国際環境は大きく変化し、平和な民主主義国家を目指す日本にとって武力衝突の危険性さえはらんできております。

このような中であって、核開発の平和利用とはほど遠い核兵器保有、核使用の危機の脅威がましているというような受けとめ方を私はしております。笠間市にあっては地域主権改革を進め、財政基盤の強化を図り、高齢社会の中での若者の定着化対策を進める自立した自治体を目指すことが求められております。

しかしながら、国際社会環境の中で、安全で安心な暮らしが保障されることが必要です。核という大量殺戮可能な兵器を廃絶するため、議会による非核平和都市宣言採択の意義を見つめて、非核平和都市宣言の市であることを表明し、内外にアピールするための標柱設置を考えてはいかがかということで、二問目としてお伺いいたします。

○議長（柴沼 広君） 教育長飯島 勇君。

○教育長（飯島 勇君） 6番鹿志村議員のご質問にお答えいたします。

初めに、国の原子力・エネルギー教育支援事業についてでございますが、国では原子力を含むエネルギー教育に資するものとして、国の補助率100%の原子力・エネルギー教育支援事業を進めています。この事業は、理科の授業で使うエネルギー等の実験器具を子どもたちに提供するというような事業でございます。この事業を受けまして、原子力を含むエネルギー教育への理解・啓発を進めるため、火力・風力発電実験器、それから、3.11後ですが、放射線線量測定器など、理科教材備品を購入し、理科の学習に活用しております。

次に、脱原発等の政治的な判断を学校教育において話題にしているかということですが、学校教育におきましては、子どもたちに原子力について正しい知識を学ばせ、それらを子どもたち自身が考えたり、自ら疑問を調べたりしながら、総合的に思考判断する力を養うことができるよう取り組んでいるところでございます。

本県では、JCOの臨界事故以来、原子力についての科学的な説明、エネルギーや環境負荷、原子力事故が起こった場合の危険性や対応などをまとめた副読本を作成し、県内小・中学校へ配布し、授業に活用することとしております。2011年版副読本では、福島第一原子力発電所の事故が取り上げられ、その危険性や事故が起こったときの対応にも多くのページが割かれております。本市でもこの資料を活用しながら、各学校で年間1時間程度の授業を行っております。

原子力を含むエネルギー教育はきわめて重要であると認識しておりますが、教育の現場

におきましては、政治的な判断を促すような指導はふさわしくありませんので、一切取り入れておりません。

本県では、最後の、研究者の育成のための市の教育の進め方というお話ですが、本県では科学立県としてこれまでも理科教育に力を注いでまいりました。こうした努力の成果として、先般実施された国の全国学力調査の理科におきましては、本県そして本市とも全国平均を上回る正答率となりました。本市としましても、県の理科の教育を充実するための施策等を活用し、将来の日本の科学技術を担える子どもたちを育ててまいりたいと考えております。

ちなみに、先般新聞報道されました全国の「化学グランプリ2012」で、3,202人が参加したと。その中の上位5人に与えられる大賞に、水戸一高の桐原正隆さんが選ばれたということが報道されていましたが、ちなみに、この桐原さんは友部中学校の出身でございます。

以上でございます。

○議長（柴沼 広君） 市長公室長深澤悌二君。

○市長公室長（深澤悌二君） 6番鹿志村議員のご質問にお答え申し上げます。

非核平和都市宣言を明記した標柱を設置してはとのご質問でございますが、笠間市における非核平和都市宣言につきましては、合併前に旧笠間市、旧友部町で宣言をしておりましたが、改めて平成18年、第2回定例会において議員提案がされ、全会一致により決議されたものでございます。

我が国は世界で唯一の被爆国であり、国を挙げて全世界へ向け、核兵器廃絶を訴え続けることが必要であり、その意味で非核平和都市宣言を行ったことは意義あることであります。

議員ご指摘の標柱の設置についてでございますが、確かに標柱を掲げることにより一定の周知効果はあると思います。しかしながら、本市では今年2月に「健康都市かさま」宣言を行い、現在、本市の宣言はこの2つでございますが、合併前の笠間市では9つの宣言を行っていた経緯があり、今後本市でも新たな宣言が行われることも考えられます。宣言を行うたびに新たな標柱を設置することは、その設置費用及び設置場所等からも難しいものと思われま。このようなことから、標柱を設置することにとらわれず、戦争放棄、核兵器の廃絶、そして、平和の尊さを唱える市民運動への協力などにより、市として今後とも市民に周知を図ってまいりたいと考えております。

○議長（柴沼 広君） 鹿志村清一君。

○6番（鹿志村清一君） では、2回目の質問をいたしたいと思ひます。

まず、ただいまの二問目の標柱設置ということについての考えをお伺いいたしました。ただいま合併笠間以後、7年たつて2月に健康都市宣言、そして現在までの非核平和都市宣言と、この2つであると。将来、このほかに新たな市としての態度を明確にするという、そういう議会の採択を受けた宣言の可能性があるとということで、市民運動への協力をして

いくということ、非核平和宣言については対応していくという答弁だと理解しましたが、私は基本的に非核平和宣言ということについては、これは本当に人類の大量殺戮兵器であって、本当に人が皆一律に悲しみを持って広島、長崎の原爆を受けとめていると。そこに思いを果たした笠間市の市民として、非核都市宣言をしたわけでございます。私はその重みから言って、何らかの形で笠間市内に、ほかの市町村から来られた方がしっかりと、笠間市の市民の意向を受けとめることができるような、そういう標柱の設置については必要だと考えております。

標柱設置において、特に現在、稲田の御影石が非常に厳しい環境にございます。稲田御影石を使ったモニュメントを非核宣言都市のプレートを取りつけるなどして、しっかりと高速道路から笠間を通るときにも、そして、笠間の工芸の丘へ来るときにも、わかるような場所に私は設置して、市民の皆さんと思いを共有していくということが重要ではないかと思っております。

さらに、笠間産の間伐材などを利用した標柱の設置なども考えてはいいのではないかと考えております。笠間の農林業において、林業に対する予算化が非常に厳しい環境にあるのではないかと。これは産業経済社会の中で、笠間の経済再生の中でもなかなか林業まで手が回らないと、そういう状態の中で、やはり私たちが間伐材を利用してこの標柱を設置するなどということも考えてはいいのではないかと思います。そういうことにつきまして、再度お伺いいたしたいと思っております。

また、一問目の質問でございますけれども、教育長の答弁において、小・中学生の原子力についての時限が、1年間に1時間を利用して教育に資するというところでやっている。そのほか理科、社会の教育時間の中でも、そして、総合学習の時間の中でも、話題としては先生方が現場で話を取り上げているのではないかなと、そういうことを推測しておりますけれども、この小学校の目的として、私が今のお話で理解できたということは、原子力エネルギーというのがわずかな核燃料で大きなエネルギーを生み出し、そして、周辺に重大な被害をもたらす。そのことを小・中学生が理解し、メリット、デメリットというものを原子力エネルギーを理解しながら客観的知識として多様な意見のあることを認識して、考え方、判断を身につけることということが、この1時間を年間で割くという目的ではないかと理解しておりますけれども、笠間市において、原子力について、小学校高学年や中学校において、関心の度合いに応じた年間1時間を必ず取るということの答弁であったと思いますので、この1時間が子どもたちへの副読本の利用と理解に役立っているのか、たかが1時間、されど1時間あります。副読本の理解習熟に年間をとおして、原子力について、生活で安易に否定することなく、科学の芽をはぐくむ必要があると思っております。特に中学生になると、専門的に関心を持ち始め、科学に対する芽生えが見られてくると思っております。

茨城県における目標として、茨城県では24年度教育指導の方針として、私が知る限りでは、学校教育推進の柱として、そして、社会の変化に対応できる教育の推進ということで、

科学技術の発展に対応した教育の充実ということで、科学技術創造立県茨城という、そういう目標を掲げて茨城県ではやっておるわけでございます。子どもたちの原子力の知識と、原子力を科学し克服した新たなエネルギーの発見と、希望ある未来の原子力エネルギーを科学するという姿勢で、子どもたちに臨むことが大切であると思います。今日の原子力エネルギーの技術水準を超えた研究者を生み出すような優秀な人材が生まれる教育を進めることも肝要と考えます。

副読本について、中学生用は原子力の正しい理解と対処について、わかりやすい副読本となっております。先日、教育委員会のほうでお尋ねしましたところ、義務教育就学者のいる家庭は、9月18日現在で笠間市では2万9,660世帯、その中で小・中学校に就学している世帯が4,332世帯、全世帯の14.6%であるとのことでありました。地域の原子力エネルギーへの理解を進めるためにも、この有効な、本当にわかりやすい副読本を学校外でも活用できるように考え、対処することが必要と考えておりますが、この点についていかがお考えになりますか、お伺いいたします。

このことは社会科、理科等の教科を通じて、エネルギーとして原子力を学びますが、さらに数学的素養を身につける必要もあると思います。中学生においては、科学に関する関心の非常に高い優秀な生徒もまま出現する。先ほど、全国化学グランプリ、水戸一高の桐原さんなどは、本市の出身者であるということの教育長のお話でもありました。ままた、本当に優秀な秀才生徒も出現してくる、こういう日本の教育のあり方、これが本当に大事なことではないかと思えます。教育の目的として、一人一人の生きる力の教育を重点にして、飛び級制度に見る国際社会での競争に対応できる科学研究者の人材をはぐくめるような、そういう地域環境をつくっていくためにも、しっかりと中学においては程度の見合った原子力を科学する研究会、また、施設見学をするなどの研究や部活動ができてよからうというような思いがございませう。このような点について、教育長いかがお考えか、お伺いいたしたいと思えます。

○議長（柴沼 広君） 教育長飯島 勇君。

○教育長（飯島 勇君） 鹿志村議員の2度目の質問にお答えいたします。

議員おっしゃるように、これから日本は科学技術の振興ということなくしては国の発展がないというふうに言われております。まさに茨城はつくばの学園都市も控えておりますし、さまざまな原子力施設、それから、高速の原子を実験する機械等も茨城県に誘致されております。要するに、茨城県は科学立県としてこれから立っていく、まさに笠間もその茨城県の中の1つの市として、子どもたちの科学技術の振興を図っていく必要があるというふうにご考えております。

そのもととして、原子力とエネルギー、今、原子力については話題になっておりますが、ただ、原子力というのはもともとの科学的な知識、理解というのは大変難しゅうございませう。中学生、それから高校生になってから具体的に習います。ですから、小学校の学年に

応じたいわゆるエネルギーというもの、私たちはエネルギーがなくしては生活できないわけで、そういうもの、風力であるとか、そういうものも電力として使うというような、そういうことも含めて、科学技術、これから目を向けていく、その一つの機会として茨城県では原子力と、それから、エネルギーという考え方は大事なものだというふうに思っております。

この副読本は各学校で教室で子どもたちが使えるようになっておりますが、なかなか保護者のほうにも、というわけにはまいりません。ただ、学校に来ていただいたときであるとか、それから、子どもたちが家庭でもこういうことが話題にできるようになっていけばいいなと思っております。

本市としても、子どもたちの科学の力が育つよう理科の授業に力を入れながら、ただいま桐原君のお話をさせていただきましたが、彼に続く、そういう科学が好きな、そして、科学で将来生きていけるような子どもたちを育てていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（柴沼 広君） 市長公室長深澤悌二君。

○市長公室長（深澤悌二君） 再度のご質問にお答え申し上げます。

非核平和都市宣言でございますが、全国に1,789自治体がございますが、そのうちの87.2%、1,560自治体で宣言をしております。ちなみに、茨城県は44自治体中38自治体が宣言をしております、ほぼ9割程度の自治体が宣言をしているというような状況でございます。核兵器の廃絶と人類永遠の平和を求めているものでございまして、その活動は長い年月を経ておりまして、国ならびに世界的な取り組みになっているものと認識をしているところでございます。

そのような中で、地場産の御影石、また、間伐材で標柱を設置することは振興策になるのではないかというようなことではございますが、設置することについては、振興策ということにはなるかと思っておりますが、先ほどの答弁で申し上げましたとおり、宣言のたびに設置することは費用ならびに場所の問題もでございます。標柱等の設置の目的はPRということでもありますので、設置にとらわれずに広報等による周知に努めてまいりたいと考えております。

○議長（柴沼 広君） 鹿志村清一君。

○6番（鹿志村清一君） ただいまの答弁をいただきまして、私の今回の議会質問通告の内容につきましては、明快にわかりやすい答弁をいただいたなと思っておりますけれども、基本的に原子力エネルギー等を考えるときに、多様なエネルギーというものがあって、そして、今の原子力を考えるときに、それぞれ子どもたちにメリット、デメリット、原子力とは何か、エネルギーとは何かということを客観的に判断してもらって、そして、その考え方、判断を身につけるといことが、この副読本を利用した、非常に重要な面であるということを感じますし、また、今の標柱設置についても、宣言を市民として議会採択を受けた宣

言をこれからいろいろ判断していく中で、市民の社会教育活動の中でしっかり反映させていくんだというような答弁の内容であるのかなということで受けとめました。

しっかりと、今後笠間の教育というものが継続性のある、地味な中にも笠間の教育とはこういうものだということを、執行部のほうにもしっかりとやっていただきたいということで質問を終わりたいと思います。

○議長（柴沼 広君） 鹿志村清一君の質問を終わります。

次に、5番石田安夫君の発言を許可いたします。

○5番（石田安夫君） 5番、一般質問を行います。

今、まさに日本は政治経済、教育の混迷が深まっております。私が思うに、人間のための目標が薄らいでいるのが原因ではないか。すべてが大転換期に入ったと私は思います。ある意味で、日本はチャンスのおかげを迎えていると思っております。

数年前、笠間市と笠間市議会共催で、東京大学総長顧問の小宮山宏先生の「プラチナ社会」の講演を拝聴いたしました。その中に、「製造業を中心に厳しい環境基準に適応し、エネルギー効率を改善するという形で危機を克服したことで、世界に誇る強いものづくり産業を創出した」とございました。しかしながら、家庭についてはエネルギー効率が悪いので、断熱とか古い家電の買い替えを勧められた記憶がございます。家庭のエネルギー問題の解決が地域の活力を引き出す力に私はなると思っております。山口市長も自然エネルギー活用助成事業を打ち出したものと考えます。また、地域維持型契約方式の活用についても、笠間市のために先を見すえた先手を打てるかが大事だと考えます。そこで、二点、二項目を伺います。

一、自然エネルギー活用助成事業について。

（１）家庭用太陽光発電システム設置補助と二酸化炭素冷媒ヒートポンプ給湯器設置費補助の２つについてでございますが、本年度の実績見通しについて伺います。

（２）本年度の実績見通しにより、来年度の家庭用太陽光発電システムを私は拡充すべきと考えますが、本市の対応を伺います。

二、地域維持型契約方式の活用について。

地域の建設業者は災害対応、除雪、インフラの維持管理、地域社会の維持に重要な役割を担っております。しかしながら、特に地方において、企業体力の低下、企業の小規模化が進んでいることから、採算性が低く、一定の労働者や機械の確保が必要となる地域事業を行い得る企業が減少し、このままでは最低限の維持管理まで困難となりかねない。

こうした中、国は2011年8月に、地域維持型契約方式の導入を提唱しました。具体的には、複数の種類、工区の地域維持事業をまとめた契約単位や複数年を契約単位とするものと、また、地域維持事業の実施を目的とした建設業者で構成する地域維持型建設共同企業体、JVの活用を打ち出しました。本市においても活用すべきと私は考えておりますので、本市の対応を伺います。

○議長（柴沼 広君） 市民生活部長小坂 浩君。

○市民生活部長（小坂 浩君） 5番石田議員の質問にお答えいたします。

まず、家庭用太陽光発電システム設置費補助及び家庭用二酸化炭素冷媒ヒートポンプ給湯器設置費補助の本年度の実績見通しについてお尋ねですが、太陽光発電システムにつきましては、148件の応募があり、予算の枠内で94件の方が補助対象者となっております。また、二酸化炭素冷媒ヒートポンプ給湯器につきましては、123件の応募で、こちらは予算枠内であったことから、全員の方が補助対象者となっており、現在ともに事業を進めているところです。

なお、太陽光発電システムにつきましては、本定例会に提案しております補正予算案の中に計上しておりますが、50件程度の追加補助をしたいと考えております。

次に、来年度の家庭用太陽光発電システムを拡充すべきではないか、市の対応はどうかとお尋ねですが、この補助につきましては3年間の期限付きの事業で、本年度をもって終了することになっております。したがって現在、今年度25年度以降の事業のあり方を検討しているところでございます。

以上でございます。

○議長（柴沼 広君） 総務部長阿久津英治君。

○総務部長（阿久津英治君） 5番石田議員の地域維持型契約方式の活用についてのご質問にお答えいたします。

地域維持型契約方式は、昨今の公共投資の大幅な減少に伴い、社会資本等の維持管理や除雪、災害復旧対策などの地域維持事業を担ってきた地域の建設事業者の減少、小規模化が進んでいる現状において、このままでは事業の円滑かつ的確な実施に必要な体制の確保が困難となる地域が生じかねないことから、昨年平成23年8月9日、閣議決定された公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針により導入されたものでございます。

本市においても、普通会計の歳出決算額に占める投資的経費の割合は、平成18年の合併以後、平成20年度の20%、52億5,000万円をピークに、平成22年度は34億4,000万円、23年度は37億円と、12%台に減少しており、また、入札参加者資格者名簿に登載された市内に本店を有する建設事業者数は、合併後に最大91社であったところ、現在は82社と減少している状況にあり、今後、企業体力の低下が懸念されるところでございます。

地域維持型契約方式を導入する目的の1つであります災害応急対策につきましては、建設業協力会、管工事組合、電設業協議会を中心とする建設事業者と災害協定を結んでおり、東日本大震災の際は、建設事業者の方々のご尽力により、災害発生直後から応急復旧作業が迅速に行われたところであり、インフラの維持管理につきましても、現時点ではすぐに地域維持型契約方式を導入する緊急性はないものと考えております。

しかしながら、今後は先進地の実施状況を参考とするとともに、有効性や必要性を検証

するなど、地域維持型契約方式について研究してまいりたいと考えております。

○議長（柴沼 広君） 石田安夫君。

○5番（石田安夫君） 自然エネルギーは3年間なので終わってしまうということなんですけれども、僕の友人もまたこれを聞いて付けてみようかなんていう話がありました。これから多分ふえていくんだと思うんですよね。買い取り制度が実現して、笠間市で1キロワット6万円で上下25万円ということで、太陽光のほうは、ヒートポンプは6万円でしたよね。で、やるということで、ヒートポンプはわかりましたけれども、初めに私が申したように、今からは太陽光をどんどん付けていくときではないのかなんていうのが実感でございます。それをあえて3年間で打ち切った、その意味というのはどういうことなのかと、これから協議して進めるのか、その辺もちょっと聞きたいということと、あと、もし進める場合、ちょっと僕も考えがありまして、いろいろな資料を取りまして見ました。結構太陽光とか、そういう企業体が、大きな企業体がアプローチをしていますよね。個人に対して。それも含めて、要するに、地域の電気屋さんも含めて、例えば大手が50%だったら地域の企業が50%の割合で、200件申し込むとしたらば、100件、100件にして、で、地域の企業を潤すような形をつくっていけば、基本的にこれから多分20年間くらいは、これはものすごい産業に私は現実的にはなっていくと思うんですよね。そういう部分を含めて、また答弁をいただきたいと思います。

二番目の地域維持型契約方式の活用についてということで、研究するというところで、そのままで終わっちゃったんですけど、現実的に、確かに笠間市は合併特例債があったり、不運にも震災に遭って、今はある程度の仕事はございますよね。しかしながら、この合併特例債が終わり、この震災の復興が全部終わった場合に、じゃあ、現実的にこの企業体、研究するということなんですけれども、残っていけるのかどうか。実際の話、ある企業に、手伝いに行っているような企業が現実的にはあるわけですよね。そういう部分、部分も含めて、研究するじゃなくて、実際にそういう方向で考えていく。確かに合併特例債があつて、震災の復旧復興があるから、今のところはある程度お金が回っている。しかしながら、これ、震災がなければ、合併特例債がなければ、ほとんどの企業体というか、建築業はもう干上がっちゃいますよ。その辺もよく考えて、その辺の考え方、ちょっともう一度聞きたいんですけど、よろしくをお願いします。

以上でございます。

○議長（柴沼 広君） 市民生活部長小坂 浩君。

○市民生活部長（小坂 浩君） 石田議員の2回目の質問にお答えいたします。

3年間、今年で終わりということですが、これは現在ある太陽光システムの設置補助金の交付要綱等がございまして、これが平成22年から24年ということで、3年間と一応この要綱の中では限定してございます。これはそれほど先進的というほどではないんですが、県内でも早いほうでしたので、震災前ということもありまして、とりあえず3年間といっ

た決めで実施しておりまして、今後については、石田議員の提案も参考にしながら検討していきたいと思うんですが、二つ目の、いわばオール笠間でのシステム導入ということですが、その観点からは現在のところはまだ考えておりませんが、どのみち、来年度以降の事業のあり方というものは模索しなければなりませんので、できる範囲では参考にさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（柴沼 広君） 総務部長阿久津英治君。

○総務部長（阿久津英治君） 石田議員の再度のご質問にお答えいたします。

議員おっしゃいますように、この地域維持型契約方式につきましては、建設業が地域に不足し、地域人に不都合が発生している地域では有効な契約の手段かと考えております。

笠間市のレベルになりますと、限られた範囲で社会資本維持管理業務を一括で複数年にわたり、特定の建設企業共同体などが発注することによって、業務の分散化がされないといった弊害が生じまして、各建設企業の受注機会が減少してしまうというような恐れもございます。そのような状況から、本市ではこの方式の導入を、現時点で直ちに導入することではなくて、研究して、導入していく時期については見計らっていききたいと考えております。

○議長（柴沼 広君） 石田安夫君。

○5番（石田安夫君） 見計らっていきますということで、確かに茨城県はまだ導入していないんです。しかしながら、この方式を取っていかないと、本当に僕もいろいろな事業者からご相談を受けたり、この震災前のことをちょっと話しますと、もう、倒産しちゃうっていう話がありましたよ。そういう危機的なもの、要するに、震災があって、お金が動かなくなっちゃったわけですよ。そういう危機的なもの、ただ、今は仕事がある程度分散化して動いているという、ただ、これはあくまでも震災があったからこういう仕事があって、また、合併特例債があったら、いろいろ道路とかやっているわけですよ。それがなくなったらどうするんだっていうことを言っているわけから、研究するのではなくて、やっぱり入れていくという考えじゃないと、おれは難しいんじゃないかなと、私は思うんですよ。個人的にはね。そういう事業者の話も何件か震災前、震災後、伺いましたよ。震災後、ある程度過ぎてから事業が動き出してどうにか資金繰りができたという企業があって、弁護士さんにちょっと相談したいんだとか、そういう話まで、倒産するにはどうしたらいいんだとか、そういう話までありましたよ。ただ、今はお金が動き出したから、どうにかもっているっていう状態ですよ。

ある程度大きな企業体は下に細かい企業体がうまく入って、お手伝いをしているような状態も見受けられるんですよ。そういう部分も含めて、やっぱりこういう形というのは研究してみるだけじゃなくて、現実には合併特例債はあと何年で終わるんですか。震災のこの特需はいつで終わるんですか。あと少しでしょうよ。そういうことを考えていかないと

いけなんじゃないかな。やっぱりそういうことも企業に投げかけていく、また、企業の中だっただって実際に高齢化しているわけですから、その辺もよく考えて運営してほしいと思うんですよね。また、そういうことを市のほうで考えてほしいと思うんですよ。その辺、もし答弁があればお願いします。

また、太陽光のほうは、ちょっと僕が言ったことがよくわからなかったみたいなんですけど、基本的には太陽光システムでいろいろ、ナショナルとかソニーとかいろいろな企業がありますよね。で、今、単独で電話が個人個人のうちにかかってきて、付けませんかっていう話でダーってありましたよ。うちにも何件かありましたけど、それはそれとしていいんですよ。ただ問題は、地域の電気屋さんを生かす方策、太陽光200基付けるのであれば、100基は地元の電気屋さんで設置するような形に、この条例を変えていけばできるわけだから、その辺もちょっと考えてみてはどうなんですかっていうことなんですよ。ただ、全体がどうのこうのじゃなくて、そういう、まだやるとかやらないとかっていう話ではないと思うんですけど、その辺も考えてほしいなっていうのがあるんですけど、その辺も最後の答弁でお願いします。

○議長（柴沼 広君） 総務部長阿久津英治君。

○総務部長（阿久津英治君） 再度の石田議員の質問にお答えします。

一番最初の答弁の中でも、やはり投資的経費の割合は年々減っているというお話して、それも合併特例債がなくなればさらに減る、23年度、24年度の災害復旧費が、事業が完了すればさらに減るといような中で、社会資本に投資する金が年々減っているというような状況は認識しております。

そういった中で、先ほど申し上げたのは、今の状況ですぐ導入する必要はという部分で研究させてほしいというようなことを申し上げたのでありまして、そういった笠間のこの地域で建設業者が零細化どんどんしていく、そして、企業数もどんどん減っていくと、そういう時期については、この地域維持型契約方式は有効な契約方式であるということも認識しておりますので、研究すると同時に、その導入の時期もよく検討していきたいと考えております。

○議長（柴沼 広君） 市民生活部長小坂 浩君。

○市民生活部長（小坂 浩君） 議員の提案に、私、誤解して申しわけありません。ただ、現実には、今の設置費補助につきましては、各個人が設置するもので、家をつくるときとか、業者さんと相談して補助申請して、それを市のほうで認めるか認めないかの話でございまして、それ以上のことは現在市では行ってないので、ちょっとそれは早急に対応は難しいかと考えています。

以上でございます。

○5番（石田安夫君） 終わります。

○議長（柴沼 広君） 石田安夫君の質問を終わります。

散会の宣告

○議長（柴沼 広君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。ご苦労さまでした。

なお、あす引き続き、本会議を開きますので、時間厳守の上ご参集ください。

午後 1 時 5 6 分散会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する

笠間市議会議長 柴 沼 広

署 名 議 員 町 田 征 久

署 名 議 員 大 関 久 義